

平成 29 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 12 号

平成 29 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 2 月 16 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 29 年 2 月 27 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 29 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 29 年 2 月 27 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 合 田 正 夫	4 番 三 好 郁 雄
5 番 白 川 正 樹	6 番 関 洋 三
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

12 番 三 好 勝 利	13 番 大 西 豊
--------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

竹林昌秀議員より、通院のためおくれるとの連絡がありましたので、御報告いたします。
ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成
29年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

梅一輪一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいてきて
おります。

皇太子殿下を満濃池森林公園にお迎えして、第41回全国育樹祭が本年11月19日、
日曜日に開催されることが決まりました。また、次期開催地挨拶で、小池百合子東京都知
事も来町される予定でございます。記念すべきすばらしい大会になるよう、4月からは庁
舎内に育樹祭準備室を設置し、町を挙げて全国の皆さんを心から歓迎したいと考えており
ます。

本日、平成29年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位に
おかれましては、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。今
定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であります。今定例会に上程いたしており
ますのは、議案30件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを
申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案30件を受理いたしました。
次に、人権擁護委員法第6条の第3項の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。
次に、会議規則第14条の規定に基づく委員会提出議案1件、議員提出意見書2件を受

理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成２８年１１月２５日、平成２８年中讃広域行政事務組合議会１１月定例会が開催され、議案第１号 平成２８年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第３号）、ほか４件の審議がされております。

平成２８年１１月２９日、平成２８年第３回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第１０号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について、ほか２件の審議がされております。

平成２８年１２月２６日、平成２８年第３回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第１号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について、ほか３件の審議がされております。

平成２９年２月１６日、平成２９年第１回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第１号 平成２８年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）、ほか５件の審議がされております。

次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成２８年１０月分から２８年１２月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査報告書が参っております。

以上で議会報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る２月２２日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員６名が出席し、３月定例会の運営について慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

平成２８年度一般会計補正予算案及び平成２９年度一般会計予算審議の方法は総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係については、それぞれの委員会において審査、質疑終結まで行い、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は報告を受けた後、全体的、最終的な審査を行うこととします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について御説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日から３月１４日、１６日間といたします。

日程第 4 施政方針

日程第 5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 8 議案第 1 号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第 9 議案第 2 号 まんのう町特別会計条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 10 議案第 3 号 まんのう町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について 即決でお願いします。

日程第 11 議案第 4 号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 12 議案第 5 号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について 即決でお願いします。

日程第 13 議案第 6 号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 14 議案第 7 号 まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 15 議案第 8 号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 16 議案第 9 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 17 議案第 10 号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 18 議案第 11 号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 19 議案第 12 号 まんのう町簡易水道設置条例の廃止について 建設経済常任委員会付託

日程第 20 議案第 13 号 まんのう町民具展示室条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第 21 議案第 14 号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について 総務常任委員会付託

日程第 22 議案第 15 号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について 即決でお願いします。

日程第 23 議案第 16 号 平成 28 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

総務常任委員会付託

日程第24 議案第17号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算
(案) 第3号 教育民生常任委員会付託

日程第25 議案第18号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算
(案) 第1号 教育民生常任委員会付託

日程第26 議案第19号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案)
第2号 教育民生常任委員会付託

日程第27 議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算 (案) 第
2号 建設経済常任委員会付託

日程第28 議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正
予算 (案) 第1号 教育民生常任委員会付託

日程第29 議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算 (案) 第1
号 建設経済常任委員会付託

日程第30 議案第23号 平成29年度まんのう町一般会計予算 (案) 総務常任委
員会付託

日程第31 議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算 (案)
教育民生常任委員会付託

日程第32 議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算
(案) 教育民生常任委員会付託

日程第33 議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算 (案) 教
育民生常任委員会付託

日程第34 議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算 (案) 建設
経済常任委員会付託

日程第35 議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 (案)
建設経済常任委員会付託

日程第36 議案第29号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算
(案) 教育民生常任委員会付託

日程第37 議案第30号 平成29年度まんのう町水道事業会計予算 (案) 建設経
済常任委員会付託

日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決をお願いします。

日程第39 発委第1号 議会の委任による町長専決処分事項の指定について 即決で
お願いします。

日程第40 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 (案)
議会運営委員会付託

日程第41 発議第2号 参議院選挙における合区解消を求める意見書 (案) 即決で
お願いします。

一般質問は、２月２８日、３月１日の本会議で行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後０時７分、委員会を閉会いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１２番、三好勝利君、１３番、大西豊君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月１４日までの１６日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１６日間と決定いたしました。

日程第４ 施政方針

○田岡秀俊議長 日程第４、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、平成２９年まんのう町議会第１回定例会開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、平成２９年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

政府は、景気は一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があるとしています。

アメリカ合衆国のトランプ大統領の発言に起因する自動車問題、為替問題が大きく影を落としており、さきの安倍総理との日米首脳会談での一応の成果から、好転の兆しは見え

るものの、楽観はできないと言えましょう。

また、政府は東日本大震災からの復興、創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、引き続き、経済再生なくして財政再建なしを基本とし、名目GDP 600兆円経済の実現と平成32年度の財政健全化目標の達成のため、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくために、経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略2016、規制改革実施計画、まち・ひと・しごと創生基本方針2016及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行する。さらに働き方改革に取り組み、3月に働き方改革の具体的な実行計画を取りまとめるとともに、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策及びそれを具体化する平成28年度第2次補正予算を円滑かつ着実に実施する。また、平成28年度第3次補正予算及び平成29年度予算並びに関連法案の早期成立に努めるとしており、補正予算等を活用することにより、平成28年熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期すとともに、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組むこととしております。

これらにより、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現しようとするものです。

また、12月22日に経済・財政再生アクション・プログラム2016を閣議報告し、1月20日に平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定するなど、一連のアベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推し進めようとしています。

さらに、平成29年度予算編成においては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て、介護や成長戦略の鍵となる研究開発など、重要な政策課題には必要な予算措置を行い、めり張りのきいた予算とする。また、歳出改革は経済再生と経済健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考えに立って、公的サービスの産業化、インセンティブ改革、IT化などの公共サービスのイノベーションという三つの取り組みを中心に着実に推進する。結果の見える化の徹底、拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取り組みが重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努めるなどとしており、従来に比べてより結果を求められるものとなっております。

次に、合併10周年、新たな10年のスタートについてでございます。

平成28年度は一年を通して合併10周年の年でした。平成18年3月20日に旧の琴南町、満濃町、仲南町が合併し、平仮名「まんのう町」が誕生しました。したがって、平成28年度を合併10周年の年と位置づけ、各種行事を実施してまいりました。町民の皆様から応募いただいたアイデアをもとに、各種団体からの推薦者や公募町民から構成された町民会議の17人の委員と四国学院の清水先生にお願いしたアドバイザーにより、新たな事業や例年実施の事業を含め24の特別事業が提案され、そのうち17事業が実施され

ました。そのほかでは冠事業18事業、協賛事業及び協働事業で16事業が多くの方の町民の御参加をいただき、盛況に開催することができました。

特に、10月30日の合併10周年記念式典には、浜田恵造香川県知事を初めとする来賓の方々、町内自治会長など住民の代表の方々をお迎えして、厳かに挙行されました。

合併10周年の歩みはまんのう町の歩みであると同時に、私の歩みでもあります。平成18年4月に多くの皆様の負託をいただき、誰もが住みよい、住み続けたい町を目指し、さまざまな事業に取り組んでまいりました。この10年間で満濃中学校、町立図書館、町民体育館スポーツセンターまんのう、仲南こども園に代表されるハード面、中学生までの医療費無料化、小中学校の35人学級の導入、早期支援教育センター「たむ」の開設などのソフト面の両面におきまして、一つ一つの事業を着実に積み上げてきたことにより、目指すべきまんのう町像に少しずつではありますが近づくことができているのではないかと感じております。

また、式典では小中学校生徒7名の皆さんからの未来へのメッセージをいただきました。合併10周年の節目の年は、次の10年への新たなスタートラインでもあります。これまでの10年間の歩みをしっかりと踏まえつつ、これからも町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくり、そして今まで以上に地域に誇りと愛着を持てるまちづくりを基本に、新たな飛躍に向け「元気まんまんまんのう町・改革と協働、輝きのまち」実現のため全力で取り組んでまいります。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

本町の財政状況については、平成27年度一般会計決算をもとに見てみますと、まず歳入総額が143億4,566万7,000円で、前年度に比べ32億4,727万3,000円の増は、対前年度29.3%の増となり、歳出も136億8,445万6,000円で、前年度に比べ36億883万7,000円の増で、対前年度35.8%の増となり、歳入歳出ともに前年度を上回りました。

この主要な要因は、歳入においては、子ども未来夢基金創設に伴う財政調整基金繰入金10億円、合併特例債の繰上償還に伴う減債基金の繰入金5億8,228万8,000円及び地域振興基金創設に伴う9億5,000万円の地方債借入金によるものです。

また、歳出においては、歳入に連動して合併特例債の繰上償還を含む公債費7億4,992万3,000円、子ども未来夢基金及び地域振興基金等の積立金22億2,265万4,000円の増額によるものでございます。

決算収支については、実質収支が5億3,744万8,000円の黒字、単年度収支が3億3,740万3,000円の赤字となりました。

また、実質単年度収支は、子ども未来夢基金創設のため、財政調整基金から10億円を取り崩したことにより、7億1,967万8,000円の赤字となりました。

次に、財政の健全化を示す指標につきましては、地方自治体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる経常収支比率が、物件費、維持補修費等の経常的な経費の増加に

より、前年度に比べ3.8ポイント上昇して80%に、公債費負担比率は長期債元利償還金が増加したこと等により、前年度に比べて4.7ポイント上昇して17.5%となり、硬直化がより進展していることを示しています。

一方、財政の健全化を示す各指標については、健全化判断比率に基づく指標において、実質公債費比率は、地方債の繰上償還などにより、0.3ポイント下降して8.4%に、将来負担比率は、昨年度に引き続いてゼロを下回り、健全な状態が続いていると言えます。

町の収入の根幹となる町税収入につきましては、国の各種政策の効果が発現し、景気の回復が徐々にあらわれていることから、地方全体では増収が見込まれており、本町の平成28年度町税収入の決算見込み額も、微増ではあるものの、前年度決算額を上回ることが見込まれております。

平成29年度の町税収入の見通しは、現在の景気回復の基調が堅調であるとはいいがたく、外的な要因に影響を受ける脆弱なものであることから、平成28年度決算見込み額並を確保できることを期待しているものの、法人住民税などは不透明な要素もあり、増収への過度の期待は控えなければなりません。

さらに本町の地方交付税は、合併特例期間の終了により平成28年度以降の5年間で段階的に逓減され、平成33年度には10億円余の大幅な減収となる見込みであり、一般財源所要額の確保に大きく影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図ることが急務と言えます。

一方、歳出については、行財政改革の推進により人件費は減少傾向にあるものの、合併関連事業等に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

それでは、平成29年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

平成29年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額165億620万円となっており、前年度当初予算総額と比較して1億9,180万円、対前年度比1.2%の増加となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額107億8,000万円で、対前年度3億6,000万円の増は3.5%の増加となっております。

次に、特別会計は57億2,620万円で、対前年度1億6,820万円の減少で、対前年度比2.9%の減であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計では、増加となった理由は、総務費の支所及び出張所費で、琴南支所周辺整備費として3億680万円を新規事業として計上、また、農林水産業費における負担金では、香川用水土器川沿岸地区国営農業用水再編対策推進協議会負担金の清算予納のために1億9,800万8,000円を計上しております。

一方、減少では、消防費における仲多度南部消防組合の設備整備負担金、教育費の文化

財保護事業の施設改修費や四条小学校の大規模改修事業費の減少が上げられます。

また、満濃中学校等管理運営費や町道等維持管理費、若者住宅取得補助事業、多面的機能支払推進交付金事業は継続事業となっております。

特別会計では、国民健康保険特別会計では、一般被保険者療養給付費負担金や一般被保険者高額療養費負担金などが増加しています。

また、後期高齢者医療特別会計では後期高齢者医療連合負担金が、介護保険特別会計では地域密着型介護サービス給付費負担金や通所介護相当サービス費負担金が増加となっております。

一方、下水道特別会計では施設整備工事費が、農業集落排水特別会計ではGISデータ整備に伴う業務委託料が、浄化槽整備推進事業特別会計では施設の払い下げに伴う施設管理費の減少により減額となっております。

また、簡易水道特別会計は平成29年度から水道事業会計に編入されたため、皆減となっております。

国民健康保険特別会計事業勘定についても、平成30年度には香川県を保険者とする仕組みに変更される予定です。

なお、医療保険関係の特別会計は、国の制度改正に左右されるものであり、影響も大きいことから、引き続き、その動向を注視していく必要があると考えます。

次に、主要な事業、施策の概要につきまして、総合計画の基本計画方針に示す施策目標及び地方創生総合戦略の分野別施策に沿って、重点施策について御説明申し上げます。

まずは、自然が輝くまちづくりについてでございます。

総合戦略でも本町の約7割を占める森林を守り、次の世代に引き継ぐための荒廃森林対策、新規就労にも結びつける林業振興策の検討がうたわれており、豊かな国土の保全は喫緊の課題と言えます。

さきに公式発表がありましたように、本年11月19日に第41回全国育樹祭が、皇族殿下をお迎えして、県立満濃池森林公園を会場に、県内外から緑化関係者を中心に、出演者、スタッフを含めて約5,000人規模の式典が開催されることになりました。これは、昭和63年5月に、時の皇太子同妃殿下、現在の天皇皇后両陛下をお迎えして行われました第39回全国植樹祭を受けての実施であり、県におきましては昨年春に、本町におきましても昨秋に協議会を立ち上げ、事前準備などの検討を行っていましたが、開催日の決定を受けて今後は詳細を詰めてまいります。さまざまな機会を捉えて住民周知、啓発に努めてまいります。

また、訪れたお客様に自然豊かなまんのう町のすばらしさを感じていただくとともに、全国に向けた情報発信につなげていきたいと考えております。

育樹祭に向けて、4月より農林課内に育樹祭準備室を設置するとともに、全庁的な協力体制の確立を図ってまいります。

水質保全の観点では、生活排水対策として合併浄化槽に対する助成を引き続き実施いた

します。

ごみ処理につきましても、4 R 運動の啓発と推進、リフューズ「不要なものは買わない、もらわない」、リユース「繰り返し使う」、リデュース「必要なものを必要なだけ買う」、リサイクル「資源として再利用する」を推進し、ごみの減量化と資源化の啓発に取り組んでまいります。

また、一般廃棄物については、町が責任を持って継続的、安定的な処理を行う必要があることから住民ニーズも高く、衛生環境の向上の観点からも検討を進めてまいりましたが、一年を通じて燃やせるごみの週 2 回収集をことし 4 月より全域で実施いたします。これにより住民の利便性は高まりますが、同時にごみの増加も懸念されますことから、経過観察に努めるとともに、引き続き、ごみの減量化と資源化の啓発に取り組んでまいります。

次に、心豊かな人材を育てるまちづくりでございます。

まんのう町の将来を担う子供たちがよりよく成長するように、教育環境の整備に取り組んでまいります。

昨年度より、町立の保育所、幼稚園は全てこども園としてスタートいたしました。2 年目を迎える本年も、こども園の特性を生かし、園児の良好な育成に向け、教育研究所と連携して、保育教諭の研修などを通してなお一層の資質向上に努めてまいります。

次に、子供の支援、保護者の支援についてでございます。

教育委員会では、昨年度、早期支援教育センター、適応支援センター、少年育成センターと学校との連携を図る教育支援機構を立ち上げ、多面的な支援を開始しております。気になる子供に対しましては、早期支援教育センターの「たむ」の専門指導員による研修会や保護者面談の実施、また、各小学校、中学校へ特別支援員の配置も行っております。問題を抱える子供への対応としては、スクールソーシャルワーカーによる学校訪問や個別家庭訪問によります支援を行い、学校に通うことが困難な子供に対しては、適応支援センターによります就学支援を行うとともに、少年育成センターによります校外指導を行うことによって、子供の支援、保護者の支援を行ってまいります。

また、本年度より、保護者が昼間、家庭に居ない児童をお預かりする学童保育「放課後児童クラブ」の対象児を、これまでの小学 3 年生までから小学 6 年生までに拡大して、全ての学校で対応してまいります。

次に、教育支援についてでございます。

昨年度に引き続き、小中学校の 3 5 人以下学級の実施、小学校 1 年生からの英語教育の支援、学校図書館への司書の配置、中学生の海外派遣を実施するとともに、教職員の資質向上の支援を行ってまいります。

また、現代社会において子供たちの 6 人に一人が貧困状態にあると言われております。未来を担う子供たちに対して何らかの支援措置が行えないか、例えば保育料、給食費など一部減免などの制度ができないか、事務レベルでの検討を指示しているところでございます。

生涯スポーツの振興につきましては、誰もが気軽にスポーツライフを楽しむことができる環境づくりに努めてまいります。

教育施設整備につきましては、昨年度に引き続き、四条小学校施設大規模改修事業では、校舎棟の未施工部分と体育館の改修を実施し、早期完成を目指します。

また、放課後児童クラブ館新築事業として、本年度は、四条小学校校区用として満濃農村環境改善センター西側に町産材を活用した木造平家建ての専用施設を整備するものでございます。現在、四条小学校の放課後児童クラブは満濃農村環境改善センターを利用していますが、施設の老朽化や対象児の増加が見込まれることから整備を行うものでございます。

なお、教育施設整備としては、小学校では、仲南小学校、琴南小学校の大規模改修を、こども園では、満濃南こども園の統合整備、四条こども園の拡充について、国、県補助金の補助裏の資金手当としての合併特例債の充当が可能な平成32年度までの実施について検討を指示しているところでございます。

以上のハード整備に加えて、教育委員会の体制整備として学校教育課内に新たに教育指導室を設置するとともに、合併当初には設置されておりました次長職を復活させ、さらなる教育委員会の機能強化を図りたいと考えております。

次に、全ての人が輝くまちづくりでございます。

芸術、文化の振興につきましては、郷土の歴史や伝統文化の継承、文化財を活用し、豊かで潤いのある社会をつくるために、展示会や講演会などの機会の充実を図ります。

まんのう町民、ひいては香川県民の歴史的遺産である満濃池は、昨年11月に世界かんがい施設遺産に認定・登録されました。満濃池は今までも満濃池樋門が国の登録有形文化財に加えて日本の水の郷百選、日本の音風景百選、日本の渚百選、ダム湖百選に認定されています。この歴史的かつ文化的に貴重な文化財を保護するとともに、観光による集客を図り、地域の活性化につなげるために自然環境及び文化的な調査を行います。あわせて国の名勝指定についても調査研究をしてまいりたいと考えております。

また、国指定重要無形民俗文化財「綾子踊」の民俗芸能の技術を正しく伝承し、伝統とさらには創作に資することを目的に、ユネスコ無形文化遺産登録に向けての資料となるよう記録報告書作成事業を実施いたします。

次に、誰もが安心して暮らせるまちづくりでございます。

健康づくりの推進の観点から、誰もが安心して暮らせる町の実現に向け、特定健康診査やがん検診、予防接種を充実実施させ、各種検診の受診率、接種率の向上を図ることによって病気の早期発見、治療につなげ、病気の重篤化の防止に努めます。

成人保健においては、女性がん検診乳がん検診の40歳代に新たに超音波検査を導入し、がんの早期発見に努めます。

ひきこもりサポーターを派遣し、対象者とその家族に訪問や外出支援などの相談支援を実施して、社会的な自立を促進する手助けを行います。

昨年に引き続き、健康寿命の延伸のため、まんのういきいき体操の普及啓発に努めます。
子育て支援としては、従来の乳幼児健診に新生児聴覚検査を新たに導入します。

子育て支援相談窓口に専任の保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談と情報提供に努めます。

新たな子育て支援拠点施設として、かりん健康センターに未就園乳幼児と保護者の居場所として子育て支援室を整備し、つどいの広場を週5日開催するなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

引き続き、子どもインフルエンザワクチン接種助成事業を継続し、感染予防と重篤化の防止に努めます。

高齢者福祉につきましては、望まれる福祉施策を把握し、住民ニーズに沿って平成29年度に策定される高齢者福祉計画に反映させてまいります。

また、高齢者、障害者、児童の虐待事案が顕在化していることから、早期発見、早期対応、解決が図れるよう高齢者、児童及び障害者虐待防止連絡会の充実を図ってまいります。

また、障害者等が希望する日中活動系サービスの利用や福祉施設からの一般就労の移行がスムーズに行えるように、障害者福祉サービスの提供体制の確保のため、第5期障害者福祉計画の策定を行います。

次に、国民健康保険については、平成30年度から財政運営の責任主体が香川県となります。県内市町は県から示された標準保険料率を参考に実際の保険料率を決定し、納付金を納めることとなります。このため、平成29年度中に、一つ、持続可能な国保会計構築、二つ、県と町との役割分担のもと国保事務の標準化、広域化による事務処理の効率化、三つ、データヘルス計画に基づいた健康事業を実施、国保医療費の適正化の3点について実施してまいります。

次に、介護保険では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施していきます。特に要支援の方の訪問介護、通所介護の適正な実施を図ります。

また、今後、増加が予想される認知症対策といたしましては、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域において認知症の人とその家族を支援する環境整備のため、認知症サポーターの育成、認知症カフェなどの施策を実施してまいります。平成29年度に平成30年度から3カ年の介護保険の必要事業量の推計などを行い介護保険料を決定するため、第7期介護保険事業計画の策定を行います。

次に、誰もが安心・快適に住めるまちづくりでございます。

公共交通不便地域である本町において、交通弱者の移動手段を確保するために導入いたしましたデマンド型乗合タクシー「あいあいタクシー」も一定の成果を上げておりますが、今後とも利用者の皆様方のさまざまな意見をいただきながら、より利用しやすく、また、効率的な運営に努めてまいります。

また、75歳以上の高齢者や障害者が通院のために実施されている福祉タクシー運行事業について、従来は毎月500円券2枚、年間24枚の利用券で、指定月以外での利用は

できないこととしておりました。しかしながら、通院が偏ったりするため、通算での年間使用を望む声が多くなったことから、２９年度より使用月の指定を行わないよう制度改正を行い、より利用しやすくなっております。

次に、南海トラフ地震の発生が近い将来予測されていることから、引き続き、町道にかかる全橋梁２６２橋の長寿命化整備を進めてまいります。

また、一昨年、琴南地区で作成した土砂災害ハザードマップについて、平成２８年度に仲南地区、満濃地区でも作成し、完成次第、早い時期に全世帯に配布を行います。自宅付近の安全確認を徹底いただき、災害時の避難方法、避難経路、避難場所について、再度、検討いただくとともに、自治会や自主防災組織で地域の共助の話し合いのきっかけになれば幸いであると考えております。なお、その折に御用命いただければ、担当者による出前講座も行ってまいります。

また、耐震住宅施策では、昭和５６年６月以前に建設された民間住宅の耐震改修への支援を行うため、国、県の制度にあわせ、本年度も継続して一部補助金を支給してまいります。

また、空き家対策につきましては、適切な管理の行き届かない空き家の増加が全国的に課題となっていることから、国においては空き家対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。本町におきましても、空き家等に関するや苦情も寄せられている状況から、２９年度には空き家等実態調査を実施し、町内の空き家等の実態を把握し、今後の空き家等の対応を検討してまいります。

次に、水道事業においては、平成２８年度で簡易水道事業特別会計が廃止され、平成２９年度より町内全域が上水道事業となり、会計手法も公営企業会計となります。

公営企業法第３条では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとあります。つまり採算をとることが困難で企業ベースに乗らないような事業、いわゆる水道事業であっても公共性の観点から行わなければならないのが水道事業であります。

特に、簡易水道事業は事業規模の割に経営基盤が極めて脆弱であることから、将来にわたって安心・安全・安定を保っていくためには、企業会計手法を用いて、本格的な人口減少時代と設備の大量更新時期の到来に備えて健全経営を目指していきます。

また、水道事業の県内統一化に向けての協議もいよいよ平成２９年度が最終年となり、県と８市８町の９月議会において御議決いただくことになります。この広域化においても、人口減少による料金収入の減少と設備の大量更新時期の到来、南海トラフ地震を見据えた耐震化、また、自治体の垣根を越えた渇水時の水融通等、県内水道事業者が共通に抱える課題を克服し、将来にわたって健全な経営、事業運営を継続していくことを目指しており、常に県と８市８町が密接に連携して、全ての水道事業者が納得できるようなサービス低下につながらない体制づくりを行ってまいります。

次に、防災・減災対策について、南海トラフ地震が近い将来確実に起きると予想される

ことから、平成２８年度から香川県、香川大学の支援をいただき、災害時の業務継続計画、いわゆるＢＣＰの策定を行ってまいりました。災害時には職員も被災者になります。発災の時間帯によると、初動時には十分な人員の確保が図れない場合も想定されます。全く今まで行ったことのない業務にも従事する必要もあると考えられます。したがって、ＢＣＰの早期策定に向けて努力してまいります。

なお、新年度、新たに自衛隊退職者の幹部自衛官を防災アドバイザーとして採用し、マンパワーの強化と円滑な連絡体制の構築を図っていきたいと考えております。

交通安全対策については、昨年、県下で６１名ものとうとい命が失われ、本町でも２年間死亡事故がありませんでしたが、最終的に２名の高齢者が犠牲となりました。引き続き、交通安全意識の啓発と交通事故防止の取り組みを積極的に進めてまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度において、デマンドタクシーの一年間共通パス券助成につきましても、一定の条件を満たせば配偶者にもパス券助成を行うように制度改正を行いました。これにより、一層、制度の利用者がふえるよう周知、啓発を行ってまいります。

次に、若者定住促進策としての若者住宅取得補助事業は、平成２７年度から５年間の予定で施行していますが、２７年度は５２件、２８年度４６件の予定であり、うち１４件が町外住民で、住宅建築と町内への定住化に貢献しているものと考えられます。

次に、地域経済の活力を高めるまちづくりでございます。

この項目は地方創生、総合戦略とも密接に連携するものです。平成２８年度から本町の地域おこし協力隊員として、富山博喜さんと福本翔さんの２名を委嘱して、地域振興と活性化のために活動いただいています。新年度は地域の魅力を発信する活動に取り組んでいただくために、新たに隊員１名の委嘱を予定しており、現在、募集中でございます。

着任後は約半年間、地元ケーブルテレビ局の中讃ケーブルビジョンで取材活動、番組収録等について研修をし、その後、町民、行政、町内の団体など、あらゆる人々への取材活動やさまざまな媒体を通じて町内外へ情報発信し、町の魅力をＰＲしていただきたいと考えております。

前回と同様に、地域おこし協力隊員に何を求め、どういったことをしてもらうか等、関係者間の認識の共有、受け入れ団体と行政との連携体制、隊員に対するサポート体制など、採用に向けての体制を整備していきたいと考えております。

次に、ことなみ未来会議は前年度に引き続き、徳島大学の田口太郎先生を調整・まとめ役として、住民主導型の会議により琴南地区の活性化方策を検討することといたしております。

まず、限界集落の維持方策を検討するための集落状況調査は、平成２８年度に特に過疎化が激しい西谷地区、川奥地区に入り、戸別訪問により調査を実施し、地域内での報告会やワークショップを実施しました。今年度は、その結果をもとに、地域でできること、行政としての役割等について実効性のあるものを検討していくと同時に、新たな地区への調

査区域を拡大することを予定しております。

また、旧琴南中学校の利活用につきましては、検討会の中でワークショップを重ね、具体化された利活用プロジェクトについて社会実験に取り組む予定といたしております。

次に、満濃池周辺整備につきましては、本年度に全体の基本構想を検討委員会で御検討いただき、基本計画策定、その後、平成30年度から平成32年度の間に、自然との共生を主体としながら周辺整備と自然散策、ウォーキング、マラソン等のできる満濃池一周コースの整備を実施したいと考えております。

次に、ふるさと納税についてですが、昨年末から楽天株式会社、日本郵政株式会社の両社にそれぞれ業務委託をし、インターネットでの受け付けが可能となるポータルサイトを2件設立いたしました。これにより、従来の受け付け方法に加えクレジット決済が可能となり、インターネット利用者の寄附を募りやすくなりました。

今後は、さらなる寄附金額の向上を図るため事業者と協議を重ね、返礼品のラインナップを充実させるとともに、メディア等を活用しながら情報発信を行っていきたいと考えております。

また、寄附金を募ることもさることながら、ふるさと納税を通じてより多くの方にまんのう町を知ってもらえるよう、積極的な町のPR活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、ものづくり事業についてでございます。

新年度の予算につきましては、平成28年度補正予算による繰越事業として、地方創生拠点整備交付金事業により、6次産業化と小さな拠点づくりを目指した（仮称）まんのう町ものづくりセンター（愛称ろくさん会館）を整備いたします。この施設では、特産品として町が力を入れておりますヒマワリ、カリン、薬草（獣害対策作物としてドクダミ）の加工を行うとともに、製品開発、商品化のための研究、検査を行います。

また、研修会や開発、販売会議を開催するとともに関連製品の展示も行い、関連産業に係る生産、販路の拡大、人材育成やPRにもつなげることを考えております。

また、ソフト事業であるものづくりプロジェクト事業では、生産性向上のための高性能農業機械の導入事業、カリンや薬用植物の商品研究や開発のための事業、ヒマワリ商品開発のための事業、情報発信事業としてそばの販売促進やものづくり事業のホームページの作成と運営など、まんのう町のPRビデオの制作、観光事業の充実等々の事業を実施したいと考えております。

また、有害鳥獣対策につきましては、引き続き、イノシシ等の侵入防止柵の補助や有害獣捕獲補助を行っていくが、従来の非狩猟期限定の補助から一年を通して補助するほか、幼獣も成獣と同額の補助金を支出して個体数の減少に向けた取り組みを強化したいと考えております。

次に、健全で住民がつくるまちづくりでございます。

効果的、効率的な行政運営についての取り組みとしまして、琴南地区は町内でも特に高

齢化の進展が顕著であり、限界集落化が進む地域としてテレビでも取り上げられたことは御承知のとおりでございます。したがって、支所機能の適正化、住民サービスの充実を図るため、現在、造田、美合の２カ所の歯科診療所のうち美合地区歯科診療所を閉鎖、造田歯科診療所を支所内に、また、内科診療所は２カ所を継続するものの、造田内科診療所を支所内に併設することで、現在の琴南支所が本来の支所機能に加え、従来からの郵便局、社会福祉協議会支所、新たに内科診療所、歯科診療所を併設した複合施設化を図ります。

これにより、琴南支所は住民へのおおむね全ての行政、福祉、医療サービスをワンストップで受けられる琴南地区の拠点施設として生まれ変わります。

また、美合歯科診療所の廃止に伴い、美合出張所を有する琴南総合センターについても改築の検討を指示したところでございます。

また、これ以外では、老朽化の著しい満濃農村環境改善センターや神野公民館の改修、増築についても検討を行う必要があると感じている次第でございます。

なお、さきに四国新聞に県内自治体「女性の幹部登用進まず」と見出しで、２０１６年度の県、市町の管理職の女性比率が取り上げておりました。政府は、２０年までに女性の管理職割合を３０％程度まで引き上げるとする努力目標を掲げております。県下では最も高かったのがさぬき市の２６．２％でした。まんのう町、宇多津町、直島町がゼロ％との数字でした。これは各市町の組織の規模や職員構成に負うところが大きく、加えて３０年程度前の職員採用時の男女比率等にも左右されることから、一朝一夕に改善が図られるものではありませんが、２９年度には最低限ゼロ％という状況は解消したいと考えております。

以上、平成２９年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

平成２９年度は、まんのう町にとっては町制１０周年を終え、新たなる１０年のスタートを迎える躍進の年です。また、私にとりましても、町長就任３期１２年の仕上げの年であることから、不撓不屈の気概を持って町政運営に取り組み、まんのう町のより一層の活性化と町民福祉の向上のために心血を傾注してまいり所存でございます。どうか議員各位を初め、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。施政方針といたします。

○田岡秀俊議長 施政方針を終わります。

ここで、議場の時計で１０時４０分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時４０分

再開 午前１０時５５分

○田岡秀俊議長 会議を再開いたします。

日程第５ 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第５、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

まず、1月24日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、委員4人、執行部より、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、四条小学校給食調理場について、その他であります。

副町長挨拶の後、学校教育課長より報告を受けました。

昨年12月28日、四条小学校校舎棟等大規模改修工事の調理場機器検査を行った。その折に、調理員より、ガス回転釜が従来使用していたものより小さいという話があり、業者指示の後、取りかえを計画している。2月の中ごろには設置が完了予定であるとの報告がありました。

委員より、取りかえとなった費用はどこが負担するのかとの質疑があり、執行部より、費用については町の負担はなく、設計業者で対応することとなっているとの答弁がありました。

その後、現場の視察を行いました。

次に、2月13日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、満濃南小学校放課後児童クラブ新築工事の現地調査を行いました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告を受けました。

まず、琴南支所より、内科・歯科両診療所の平成28年度4月から平成29年1月の診療状況について、内科は対前年度比で診療報酬88.8%、延べ人数91.4%となっている。歯科は対前年度比で診療件数106.1%、延べ人数103.1%となっている。

また、琴南支所内に造田内科診療所、造田歯科診療所を統合するための工事について説明があり、住民への説明は昨年10月に琴南地区連合自治会役員会で説明済みであるとの報告がありました。

委員より、琴南支所改修工事について住民は期待しているが、外壁も一体的に修繕をするべきではないのかとの質疑があり、執行部より、外壁については調査がこれからのことなので、調査による修繕箇所特定後、追加工事として対応したいとの答弁がありました。

また、委員より、建物内部でほかに修繕が必要なところはないのかとの質疑があり、執行部より、3階で雨漏りするところがあるが、今回の工事であわせて修繕するとの答弁がありました。

また、委員より、歯科の診療件数がふえているが、町内の住民、琴南地区の住民がふえているということかとの質疑があり、執行部より、口腔ケア講演会などの関係で、口腔ケ

アや定期健診がふえている。利用者は琴南地区の方がほとんどですとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、福祉関係として、民生委員５８名、児童委員４名の改選があり、１２月２日に新任１６名、再任４６名の委嘱が行われた。また、退任された方へ厚生労働大臣感謝状を１４名の方に、町長感謝状を２名の方に贈らせていただいた。

次に、各種医療費の状況、児童手当・生活保護世帯の状況について、国保・後期高齢者医療の状況、介護保険関係の状況などについての報告、説明が資料を交えてありました。

また、１月１８日に高齢者・児童及び障害者虐待防止連絡会を、１月２６日には要保護児童対策地域協議会実務者会を開催し、それぞれ警察や県の関係者に集まっていただき、情報共有と今後の対策について意見交換を行った。

１月２９日には、認知症サポーター養成講座フォローアップ研修を実施し、７７名の参加があったとの報告がありました。

委員より、生活保護世帯の中で１７歳以下の子供の人数は把握されているのか、また、生活保護を脱した世帯はあるのかとの質疑があり、執行部より、１７歳以下の子供は５名含まれている。ちなみに１９歳が１名、２０歳代が１名、３０歳代が３名、４０歳代、５０歳代がそれぞれ１１名、６０歳以上が３０名である。また、生活保護を脱する世帯は、生活保護受給者は高齢者が多いため、脱するケースは余りないが、転出や年金受給により収入ができた場合などであるとの答弁がありました。

委員より、子ども医療費の公費負担について受診件数がふえているが、現物給付になった以外に原因があるのではないかと質疑があり、執行部より、詳しい分析はできていないが、現物給付になり、全てのレセプトが対象となるため、数字が上がったとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、戸籍・住基関係では、本年１月末現在の住基人口１万９，１７０人、うち６５歳以上が６，６９４人であり、高齢化率３４．９２％となっていること、住民異動届けは１，１４２件、夜間受け付けはこれまでのところ５７５件あり、前年より８．８％の伸びがある。

環境では、ごみ収集について、燃やせるごみが前年より７％増、燃やせないごみが前年より７％減となっている。

野犬・猫の保護件数について、１月末現在で２４７匹となっている。

火葬事業では、１月末で２３２件で、うち約９割が会館葬であったこと。資源ごみの収集実績や不法投棄の処理件数などの報告がありました。

最後に、ごみの収集日程について、平成２９年度は燃やせるごみを１年間通して週２回収集するとの説明がありました。

委員より、燃やせるごみの収集がふえた要因として、生ごみはどうかとの質疑があり、執行部より、燃やせるごみのうち生ごみの量だけを把握することは困難であるとの答弁がありました。

また、委員より、燃やせるごみの週２回の収集に期待しているという意見がありました。

次に、健康増進課より、母子手帳等の交付状況、各種行事、事業報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

平成29年度からの胃がん検診の実施について、胃内視鏡検診を外部に委託する場合は、委託機関とともに胃内視鏡検診運営委員会を設置しなければいけないため、まんのう町胃がん検診運営委員会設置要綱をもとに実施していきたい。

また、まんのう町妊婦健康診査及び乳児健康診査の実施などに関する要綱の一部改正について説明がありました。

その他として、高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ接種状況、子どもインフルエンザ等の接種状況などの報告がありました。

委員より、新生児の聴覚検査を今年度から取り組むということだが、事業主体はどこのかとの質疑があり、執行部より、町であるとの答弁がありました。

委員より、その場合、医療機関、異常があったときの支援体制、普及啓発をどのようにやっていくのかとの質疑があり、執行部より、平成29年4月からの母子手帳交付のときにしっかり検査を受けてもらうために、医療機関の情報提供や啓発をしっかりやっていきたいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、満濃南小学校放課後児童クラブ専用施設工事について、工事概況報告書を用いて全体工事行程表、工事行程写真、施行指摘事項、各検査の報告が詳しくありました。

続いて、町政報告について、性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律の施行を受け、性同一性障害がある方々に配慮し、各種様式の性別覧の削除、法改正に伴う規則、要綱の改正について、まんのう町PFI事業問題第三者検討委員会設置規則の廃止について、四条小学校放課後児童クラブ専用施設の設計などについて報告、説明がありました。

その他として、教育委員会組織内に次年度より教育充実支援を図るため教育指導室を整備したい。また、事務局体制の総括を行う次長を置くことができる規則の改正を検討している。

次に、琴平町の永和工業さん、中国銀行さんより、満濃中学校に掲示板の寄贈があったとの報告がありました。

委員より、教育指導室の職員体制はどうするのかとの質疑があり、執行部より、2020年度より学習指導要領が改訂される。小学校では英語が教科化となり、早まってくる。道徳教育に教科となり、教科書を採択すること。その他、ソフトの面での充実が問われることとなる。そのため、県から派遣されている主幹や町の指導主事により、教育研究所、適応センター、早期支援教育センター「たむ」などの機関を統括した室として整備を図りたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、各公民館まつり、町文化祭の報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台の利用状況の報告、本年度成人式は1月8日

に開催され、出席者は対象者 243 人のうち、138 人であったこと。文化財では、旧の仲南北小学校で民具展示室の整備を進めており、改修工事は 1 月 29 日に完了している。現在、展示業務を 3 月末をめどに取りかかっており、オープン は 5 月の連休明けを目指している。2 月 19 日開催の森のコンサートは、1 月 16 日にチケットの販売を開始したところ、3 日間で完売したとの報告がありました。

委員より、民具展示室について、いつごろ子供たちが利用できるようになるのかとの質疑があり、執行部より、学校それぞれで見学の計画を立ててくれればいいと思う。町より時期を指定するものではない。学校へは民具展示室の利用案内チラシを配布する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、民具展示室に常駐したものはいるのかとの質疑があり、執行部より、平日は予約制で文化財室で対応し、土曜、日曜日は文化財保護協会に協力をお願いする予定であるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後 3 時 28 分に委員会を終わりました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

10 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 1 年ぐらい前に田岡議長が委員長のときにも質問したと思うんですが、犬猫の処分であります。今、二百何件との報告がありましたけれども、犬猫の殺処分が非常に問題になっております。その処分がどうなったか聞いたか、それだけちょっとお聞きしたい。というのは、やっぱり生き物を殺すというのがちょっと、今、問題になってますので、やはり町民みんながそういったことも啓蒙しながら、殺処分するのではなくて、こういった里親とかそんなんをする制度が、今、できてます。そういったものを啓蒙することも必要だと思いますので、その議論についてだけ委員長にお尋ねします。以上です。

○田岡秀俊議長 委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 そのことは、毎回毎回、出ておりますし、今回の一般質問でもどなたが出しとると思います。ただ、殺処分が香川県が日本一だというような文面が出ておりますけど、やはり保護者とか子供さんとか高齢者が被害に遭った場合にどうするかということも話は出ましたが、最終的な具体案は出ておりません。この一般質問のときにまた出てくるんじゃないかと思います。以上で終わります。

○田岡秀俊議長 ほかに。

14 番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいまの四条小学校の大規模改修の中で、ガス釜のものが違っておったと。これはどうも委員さんの質問の中で設計業者に問題があるというようなことになっておりますが、私は権利と責任は比例しなきゃならない。設計業者が悪いのであれば、

委員会のほうに謝罪があったのか、なかったのか。もしくは、教育委員会のほうに設計業者がどのような形での謝罪があったのかどうなのか、これはどんなんですか。

○田岡秀俊議長 委員長、12番、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 今の四条小学校の校舎の大規模改修についての説明ですけど、委員会では非常に不備があったというので、早速、特別に委員会を招集して現場視察を行いました。それで以前の寸法と違うというので、早急に改修をせえと。業者に言わせると、釜は少し小さいけど、能力は人数分は十分に可能であるという、そういうような返事があったと思います。でも、やはりもともと大きな釜がついとったら、それと同じ分をやれと。例えばうどん汁を炊くとか、芋を炊くとか、そういうような特殊の料理の場合には、やはり人数分よりか相当余力のある釜が必要であるという現場の意見でございました。大概、最初から現場の意見を重視して改良してくれというところは、再三、注文をつけてあります。でも、やっぱりそういう結果があったんで非常に残念ですけど、早急に改修をするように執行部へ要請して、執行部より早急に改修すると、委員長報告にありましたように、心配されますけど、費用面については全て業者負担、それは当然だと思います。現在は、きのう、26日ですか、予定どおり改修ができたということを現場の教育委員会の責任者から報告を受けており、委員会としてはまだ現場視察までの時間がなかったもので、早急にこの開会中に現場視察をして、十分確認をして、また報告させていただきたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 委員長、業者から謝罪等があったかどうかという点。

○三好勝利教育民生常任委員長 業者から正式な謝罪は受けておりません。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月14日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

冒頭、町長の挨拶の中で、本年11月19日に開催される全国育樹祭に向けて、4月1日より育樹祭の準備室を立ち上げるとの報告がありました。

その後、現地調査のため、町道杉の上秀石線道路改良工事、水道課事務所において仲南・琴南Web遠方監視警報システム、岡の山地区急傾斜地崩壊防止対策事業、明神橋橋梁長寿命化修繕工事、地籍調査現地境界ぐいの復元作業、香川県満濃池森林公園をそれぞれ視察いたしました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告を受けました。

まず、地籍調査課より、調査地区工程検査や閲覧等についての事業報告がありました。

委員より、境界ぐいの復元作業について勉強になった。機械の使い方や作業の仕方を後輩や職員にどう伝えるのか、また、より精度を求められた場合、機械の買い換えなどはどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、使い方はなれた者がついて指導し、使いこなすしかない。機械の買い換えについては、現在、使用のものは合併前に仲南町で使用していたものであるが、今のところ精度的にも運用的にも十分なものである。今後、より精度が求められるようであれば、そのときの対応になるとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係、満濃農村環境改善センターの利用状況について説明報告があり、続いて、全国育樹祭の全体計画概要について、実施中のもの、検討中のもの、今後、検討していくものについて説明がありました。その中で、春の花いっぱい事業を小中学校、こども園に協力いただいているが、2月15日にプランターを配布する。5月20日には、県が参加者180人による満濃池森林公園満喫ウォークを開催予定で、県の要請を受けて、町は参加者にうどんの振る舞いを行う。今後、町も啓発、歓迎事業、環境整備等、県の実施計画に沿って進めていきたいとの説明でありました。

また、平成30年7月に改選のある農業委員について、農業委員会法の改正により委員の選出方法が変更となったため、改めて説明させていただきたいとの報告でありました。

委員より、農業委員の件について議会へ説明するということだが、近いうちに説明があるということかとの質疑があり、執行部より、全議員が集まる機会を捉え、できるだけ早いうちに説明したいとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道、公共土木、都市計画、住宅事業関係進捗状況、まんのう町老朽危険空き家除去支援事業補助金交付要綱について説明がありました。

まんのう町老朽危険空き家除去支援事業は、香川県が平成27年4月1日より、防災面を初めとして住民生活にさまざまな影響を及ぼすおそれがある老朽化して危険な空き家の除去を促進するため、空き家の除去に対し補助するなどの対策を行う市町を支援するために要綱を制定して事業を実施しております。まんのう町においても、29年度から事業に取り組むことから、要綱を作成しているところである。補助の限度額は、1戸あたり200万円を上限として、費用負担割合は国が5分の2、県が5分の1、町が5分の1、所有者が5分の1となっている。また、29年度で空き家等の実態調査を実施する。

続いて、まんのう町営住宅条例施行規則の改定については、公営住宅管理システムが29年度に新システムを導入するため、通知書の様式が変更になるとの説明がありました。

続いて、まんのう町下水道事業経営戦略、下水道・農業集落排水事業の使用料調定状況や接続件数、中山間地域所得向上支援事業まんのう地区についての事業説明があり、次に、道路占用料について、国の状況説明とあわせて町の現状説明がありました。また、まんのう町土地改良事業分担金徴収についての説明がありました。

次に、水道課より、水質管理業務について、町独自で国の基準以上の数値を設定して水質管理を行っており、安定した高い安全性を確保した運営ができていること、有収率について、高屋原浄水場系、琴南浄水場系、野口浄水場系において口径の大きい管の漏水が相次いだため、有収率が下がっている。今後の状況を注視していきたい。高屋原浄水場系では、老朽管対策として来年度更新を予定している。その他、給水栓新規開栓状況、水源状況、工事進捗状況等について報告がありました。

委員より、ビレッジ美合の後、新しくできる施設に対してどのように対応しているのかとの質疑があり、執行部より、水道水については計画的に使用するようお願いしているとの答弁でありました。

以上、所管事務調査を行い、午後４時１０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

まず、１月１９日、午後１時３０分より、委員全員参加、議長同席のもと、執行部より、副町長、総務課長、企画観光課長、琴南支所長に参加を求め、三豊市役所において、三豊市の公共交通、指定管理について行政視察研修を行いました。

公共交通では、先手の福祉の一環として、平成１９年７月に５路線でコミュニティバスの運行を開始し、現在は１２路線、全１４台で運行している。人口の減少、運転免許証を持たない人の減少により、利用者数は平成２２年以降、右肩下がりとなっており、新規の車内広告の募集を行ったり、車両の小型化を図る等の抜本的な再構築が必要となっている。

今年の４月からは善通寺市へ通学する学生や通院する人が多いため、試験運行を実施する。そのためには、双方の議会の同意が必要となる。

指定管理では、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、１８施設を指定管理と

し、このうち6施設が第三セクター方式で運営されているとの説明があり、予算状況、運行状況、市民の声等の質疑があり、それぞれ詳しく回答がありました。

この後、三豊市文化会館「マリンウェーブ」を見学し、視察研修を終えました。

次に、2月15日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席を求め、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報等、土砂災害ハザードマップ住民説明会、平成29年度当初予算の概要について説明と報告がありました。

土砂災害ハザードマップ住民説明会では、2月7日に仲南地区で資料を使つての説明があり、マップ完成後には町内全戸に配布するとの説明がありました。

委員より、BCP業務継続計画はいつごろできるのかとの質疑があり、執行部より、現在、庁内の研修を実施している。計画を示すことができるのは平成29年度になるだろうとの答弁がありました。

委員より、全体の完成を待たずに、部分的に基本のところだけでもいいので早目に示してほしいとの意見がありました。

また、委員より、ハザードマップについてコンサルタントに任せたものではだめではないかとの質疑があり、執行部より、説明会で住民の意見を聞いて作成するようにしている。ワークショップのときに、資料に載っていない場所での過去の災害を聞き取って作成するようにしている。住民の要望等を収集して、出前講座等も開催していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、国有林との調整はとれているのかとの質疑があり、執行部より、地元の話の聞きながら調整する必要があるが、国とは今のところ話はできていないとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、定住自立圏形成事務調整会議が2月15日に開催され、共生ビジョンの最終承認を得たとの報告がありました。

中讃広域行政事務組合企画協議会が2月1日に行われ、28年度補正予算、29年度予算の説明があったこと、出資法人関係で、ことなみ振興公社、仲南振興公社の理事会、役員会の開催予定について、1月27日に27年度分の特定出資法人・指定管理者評価委員会を開催し、意見等の取りまとめをしている段階であること、仲南振興公社で2月5日に塩入温泉で温泉の給水管の接合部分の破裂があり、休業日を含め4日間営業を停止した。今回の事故を受けて、全体的に点検をするよう指示を行ったことの報告がありました。

コミュニティー・自治会関係では、1月15日に議会と連合自治会との意見交換会を実施した。

交通対策関係では、1月19日、三豊市の公共交通関係の視察を行った。

あいあいタクシー、福祉タクシーの事業実績、利用状況について、福祉タクシーでは29年度より、現在、助成券が月2枚で年間24枚となっているが、月2枚の制限をやめて、年間24枚に変更する。4月1日から運用で、3月1日より受け付けを開始することで、広報等で周知をしていること、情報政策関係、人権関係、男女共同参画推進関係の事業報告があり、合併10周年記念事業では、3月5日に町民文化ホールでまんのう町郷土芸能実行委員会の主催によるまんのう町伝承祭が開催され、忠八太鼓、讃岐まんのう太鼓、綾子踊り、大川念仏踊り、一合まいたの参加がある。

商工関係では、ダイヤのA原画展が12月3日より25日まで満濃農村環境改善センターで行われ、延べ3,707人の入場者があり、県外からも多くの人が訪れた。12月3日は寺島裕二さんのサイン会が行われ、542名の方が来場した。

まち・ひと・しごと創生関連では、若者住宅取得補助として、1月末現在、受け付け件数が町内32件、町外14件の受け付けがあり、昨年の数字を上回っている。ふるさと納税では、1月末現在で271名の方より547万1,000円の寄附が寄せられているなどの説明、報告がありました。

次に、地方創生推進室より、地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備事業について、ものづくり推進の拠点を整備することとして、(仮称)まんのう町ものづくりセンター整備事業に取り組むとのことでした。交付申請をしたところ、上限1億2,000万円だったが、高い先駆性や地方創生への波及効果が見込まれるとして、1億7,000万円を超える採択を受けることができた。旧仲南東小学校を活用して、ヒマワリ、カリン、薬用植物等の栽培、加工、商品開発、販売開拓、情報提供等の6次産業化を図るとの説明がありました。

委員より、塩入温泉の給水管の破損について、施設全体で老朽化が進んでいるものと思われるが、今後の管理はどうするのかとの質疑があり、執行部より、常に設備等点検を行っているが、今回の破損は想定外のところだったため、改めて点検の指示を出しているとの答弁がありました。

委員より、ふるさと納税に財源を求めるのはおかしいと思うが、どう考えているかとの質疑があり、執行部より、ふるさと納税をふやせばいいのではなく、まんのう町だからしてくれる、そのためにはまんのう町の魅力ある特産品を提供することが基本だと思っているとの答弁がありました。

また、委員より、今年度のふるさと納税は対前年度を圧倒する実績が上がっている。楽天、郵政に目をつけたのがよかったのではないかという意見がありました。

次に、税務課より、平成30年度からの固定資産税前納報奨金の廃止について、制度導入から60年以上たち、導入時の目的は達成されており、既に廃止されている市町の徴収率を見ても影響はない。コンビニ収納について、中讃圏域内では、丸亀市が平成23年から、善通寺市が平成29年4月から導入となっており、今後、多度津、琴平、まんのう町

で検討していかなければいけない。3町が同時に導入するかどうかで、システム改修経費に大きな差が出るので、住民の利便性も考慮しながら今後検討していきたい。

次に、窓口公売の実施について、まんのう町の滞納等で差し押さえたものについて、町独自で窓口公売を実施する方向で中讃広域とあわせて検討しているとの説明と報告がありました。

委員より、前納報奨金の廃止について周知はどうかとの質疑があり、執行部より、平成29年度の納付書の送付時に周知の文章を同封する等して、1年間かけて周知していきたいとの答弁がありました。

次に、会計室より、滞りなく収入、支出が行われている。源泉徴収票等の法定書類について税務署へ提出済みである。また、資金管理等について報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター等の利用実績報告等がありました。

また、平成29年度重点事業として、琴南支所改修工事、造田内科診療所・歯科診療所の琴南支所への統合を実施するとの説明がありました。

委員より、そば栽培事業について、参加者の内訳はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、そば栽培事業は42名の参加があり、高松市や丸亀市の町外の方が多いとの答弁がありました。

また、委員より、琴南支所改修工事の財源内訳はどうかとの質疑があり、執行部より、合併特例債であるとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、マイクロバスの利用状況、仲南支所周辺整備工事について報告がありました。

福祉バスの運用について、自治会長会で検討し、4月より試験的にエピアみかどへの運行を実施することの説明がありました。

委員より、現在の支所への進入路、中央の道路を埋めるのはいつごろになるのかとの質疑があり、執行部より、西側進入路への入り口の安全確保を優先したいので、平成30年になるだろうとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、12時18分に委員会を閉会しました。

以上、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 三豊市において、三豊市の公共交通、指定管理者についての行政視察研修を行いましたということがあるんですけど、目的は何だったのかいうことをちょっとお聞きしたいです。例えば三豊のまねをすとか、まんのうではこうすとか、コミュニティーと両方ありますんで、それともう一つは、指定管理者についていうことであつたんですけども、その二つの行った目的意識と、もう一点、ハザードマップなんですけど、非

常に県は無責任にハザードマップをつくって下へおろしてきます。そういった中で、琴南地区については、ハザードマップを見たら、むちゃくちゃ赤のところに居住地域が点正在っているんです。それらについて、所管としてどう対応するのか、ちょっと突っ込んだ話があったかどうか、二点だけちょっとお願いします。

○田岡秀俊議長 委員長、13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 目的は先ほど申し上げたところであります。三豊市の場合は、7町が合併をし、特に2番目に大きい面積ということで、まんのう町によく似た状況ということで視察を行いました。

まず、一応、公共交通につきましては、新聞紙上でもいろいろ問題点を提起しておるところであります。その中で研修した目的と言われましたが、一番は効率的な運営であります。また、その問題につきましては、三豊市が取り組んだこのシステムについては、新聞等でも発表されておりましたし、今回の研修でも明らかになりましたが、先頭の福祉ということで、例えばこれまで新聞紙上でも、1路線1万人を下るようであれば廃止をする。その場合には、自治会等に協議を持ち下げ、どのようにすれば利用してくれるかということも含めてお話がありました。それと一番は、いろいろ住民、議会からも要望があるけど、一定の数字、例えば収入に対する収益は12%を下がるようであれば、廃止も含めて自治会に対して説明をし、改善をしていくということをし、モニタリングをかつちりしていることが報告がありました。

また、住民の要望に対しての、善通寺市への病院とか学校の利用状況についても、既にモニタリングをして、実現可能なことを前提に試験運行するような報告がありました。

それと、その他については、質問がありましたことについては協議をしておりません。ハザードマップについては協議しておりません。

○田岡秀俊議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問ですが、コミュニティバスの運行は向こうがしとるんですよね。まんのうはしてないんですよね。ですからそれを取り入れるために行ったのか、そしてまた、うちはいあいタクシーとかデマンドタクシーをやってますよね。それを改善するために、三豊市のいいところをしたのかどうか、その辺の、例えばうちで言ったらコミュニティバスを実施するための視察に行ったのか、それがちょっとわからんので、あとの回答はいい。その目的意識がどこにあって、例えば三豊の進んだところがあって、これがよかったと。これを取り入れるとか、そういった部分が当然視察研修ですので、あると思いますので、その部分だけちょっと答えてくれたら、別にあとのごちゃごちゃしたんはいいですから、うちのすぐれてない部分、例えば三豊が琴平まで来ている部分は知ってますし、今後、善通寺へ行こうということを進めてます。私たちの部分も、そういった需要が多いんです。ただ、コミュニティバスでないので方法が変わってくるんですよね。そういった部分では、コミュニティバスを導入するために行ったと、そういうのがあるはずなんですよ。でないと、行く意味ないんですから、委員で決定して行ったと思うんで、そのこ

とをちょっと御返答願います。以上です。

○田岡秀俊議長 委員長、13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 先ほど町長の施政方針の中でもそのことも含まれておりましたが、今のシステムを改善するために、議会も一緒になって研修に行きました。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本条例はあらかじめ任期を定め、職員を採用するために定めるものであります。なお、採用においては4種の任期付採用を定めております。

まず、一つ目として特定任期付職員は、第2条において、専門的な職として採用するものであります。第7条に本職員の給料額を定めておりますが、上位法であります地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき制定する必要があるため、提案させていただいております。現在のところ、想定はされておられません。

次に、二つ目として、一般任期付職員は、第3条においては、公務の能率的運用に資する職として採用するものであります。本条による職員はフルタイム勤務を想定しております。第8条に本職員の給与について一般職と同等の区分を適用することといたしております。

次に、三つ目として、任期付短時間勤務職員は、第4条においては、第3条のフルタイム勤務ではなく、短時間勤務を想定した提案となっております。第9条に本職員の給与について一般職の区分を適用し、給料額を勤務時間で割り戻した額を提案しております。

最後に、四つ目として、定年退職日を超えた任期付職員の給料月額は、第21条において、まんのう町職員の定年等に関する条例でうたわれております定年退職日を超えて採用された任期付職員の給料月額は再任用職員の区分を適用することを提案しております。

なお、施行は平成29年4月1日からとしております。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく

までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 特別職ですので余り細かいことは言いませんけれども、一番問題になるのが、年次有給休暇の扱いと超過勤務の扱いなんですけれども、それらについての条件はどういうあれになるのでしょうか。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 今回、提案させていただいておりますまんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づきましては、通常、一般職として採用しておりますのがまんのう町の職員として採用しておる部分ではなくて、今回は専門性の知識を有する方をまた任期を定めて採用する場合の想定をさせていただいておりますが、それ以外につきましては、一般職の職員と同等の待遇というような格好で考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質疑、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 大綱的な部分ですので、余り細かいことは言いませんけれども、そういった部分を含めて、例えば特別休暇とかいろいろあるんですよね、一般職であれば。ただ、突発的な部分が発生したような部分が大変困ると思うんで、その辺の部分を総務委員会の中で十分説明して、あんまり問題はないと思うんですけども、条件だけきちっと整備しておかなければ、これ、条例ですので、適用するにおいて大変だろうと思いますので、総務委員会での議論をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、議場の時計で13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第9 議案第2号 まんのう町特別会計条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第2号 まんのう町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町特別会計条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合されるため、まんのう町特別会

計条例第1条第1項第4号のまんのう町簡易水道特別会計簡易水道事業を削除し、5号を3号に、6号以下を同様に繰り上げるものでございます。

なお、施行期日は、平成29年4月1日に、経過措置として平成28年度の出納整理及び決算の事務については、条例の執行後もその効力を有するものとしております。

また、簡易水道特別会計の廃止の際、その会計に属する余剰金、債権、債務及び財産は水道事業会計に帰属するものいたします。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ちょっと要らんことかもわかりませんが、水道事業の統合については、脱退もあり得るという文言がありましたよね、納得しなければ。そういったときには、これはどうなるん。統合しとったら、統合した中で、そのままであるんかないんか、それだけちょっと確認しておきます。離脱もあり得るいう文言があったでしょ、全面的に納得しない場合は。そのときはどうなるんかということですけど。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回は簡易水道会計を水道事業に統合することだけでございまして、まんのう町内の会計上の手続ということで御理解いただいたらと思います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 3 号 まんのう町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第 10、議案第 3 号 まんのう町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号 まんのう町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

上位法である工場立地法は、工場立地の段階から周辺の生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的として制定されており、対象となる工場は製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で、敷地面積が 9,000 平方メートル以上または建築面積 3,000 平方メートル以上です。

現行法においては、国が定める準則にかえて、ある区域において適用すべき準則を町村域においては都道府県に、市区域においては市に付与されていましたが、平成 29 年 4 月 1 日に施行される工場立地法第 4 条の 2 の改正に伴い、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を、町村区域においては都道府県から町村に移譲されることになりました。

また、同工場立地法第 6 条から第 13 条の改正により、町村に立地する工場に関する事務の権限を都道府県知事から町村長に移譲されることになりました。

これらを受けて、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定めるため、条例として制定するものです。

なお、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

14 番、川原茂行君。

○川原茂行議員 まんのう町に、これに適用する箇所があるのかないのか。もしあるとすれば、何カ所あるのか。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 川原議員の質問にお答えします。

要件として、まず敷地面積が 9,000 平方メートル以上、または建築面積が 3,000 平方メートル以上でありまして、今現在、それに該当するのが町内では 15 件、製造業としてございます。その中で、現在、協議中も 2 件あるわけなんです、15 件のうち、

今回、法の改正によって新たに増改築、もしくは中身を調整する場合にその案件が発生し得るということで、件数としては１５件ということでお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３号 まんのう町工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第４号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１１、議案第４号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第４号のまんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

行政放送告知施設の設置に伴う分担金等の額につきましては、条例第１５条の別表第１のとおりとしております。これまでは新規加入申請者に対し、工事分担金２万円の負担を定めておりましたが、行政放送告知施設のさらなる設置普及を図る観点から、工事分担金の負担を原則無料とするものです。ただし、若者定住促進条例に定める補助金の交付を受けた者については、工事分担金２万を上限として負担していただきます。

また、事務所等への設置については、従来どおり工事分担金２万円を上限とする負担が必要となります。

なお、この条例は、平成２９年４月１日から施行するとしております。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

１２番、三好勝利君。

○三好勝利議員 これは総務課が担当になるのかな。総務課は、前にも言いよったように、総務課長に直接聞いたらいかん、町長から経由して聞かないかんのやろ。町長、許すか、総務課長専門じゃけん。

例えば、これ、２万円の加入金をなくしたというのは、それはわかります。ただ、うちの場合は光ファイバーのあの告知放送の線によって中讃ケーブルテレビの画像も送ってると思うんですけど、間違ってますか。画像はまた別にやって、告知放送の線は別に入って、受信盤というのかな、何か専門用語で言うと、我々、素人ですから、軒下に受信盤がありますけど、あれから引いとるように思うんですけど、どんなですか。まず、その点から。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 三好議員さんの質問にお答えします。

光ファイバーにつきましては、各家庭へ配線、光ケーブルが行ってます。家のところで、そこで分岐しまして、一つはオフトーク、告知端末機、それをつないでます。もう一つは、そこで分岐しまして、ネット関係とかテレビのほうをつなぐのと、家のところで、入ったところで分かれているということで認識いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 再質疑、１２番、三好勝利君。

○三好勝利議員 やっぱり１本の線で、家の軒下で枝に分かれとるんです。

そこで、告知放送は町から住民に対して重要な案件、緊急の場合に聞いてもらうために設置して、結局、国から大きな二十数億円という補助金をいただいてやった。この山間僻地の通信網の途絶えておるところ、不便なところ、また、テレビにしたら画像の映りにくいところに対する総務省の親心で、結局、過疎地に対して、これも過疎の脱却のためだと思いますけど、それを利用してやるのはええです。担当課長、皆、これ全員関係するので、よう聞いとってよ。そこで、告知放送は通信料は無料、これはもう当然です。テレビの場合は料金を取る。NHKの場合は放送法で定めて、月１，２００円ですか、衛星放送は別として。我々の場合は、通信オフトークの分、ボイスの場合は無料ですけど、画像が流れてくる場合は料金が要ります。ですから、皆さんがやっぱりとらんのですよ。まんのう町は、今、担当課長調べて４７％ぐらいやろ。仲南が五十数％で、全般に見たって半分しかとってないんよ。これ、何のためにやっとするか。例えば道路をつけた、１億、２億の道路をつけた、日に１台か２台しか通らんのやったら、あつてないようなもん、あつても意味がないでしょ。そういう関係で、せっかくこれだけ網羅して、ちゃんとええ設備を国の親心でもらっておるのに、その町民の恩恵が何分の１しか受けてないと。中讃テレビなんか

でも、一緒に番組を年に30回ぐらい見ますわ。よその放送局やったら、年に30回もしたら、誰も見てくれんですよ。それと、深夜放送でも24時間で中讃テレビの一般の画像とコマーシャル専門の画像があります。これ、コマーシャルを見てもらうということは、逆に言うたら、見る人から料金取るんじゃないくして、料金をバックアップで返さないかんのですよ。その辺を誰もやっぱり言わんと。一部の人は言っとる。一番安い分で500円、普通で1,200円、NHKでも1,200円です。あれだけのチャンネルで、世界の放送を24時間体制でやって1,200円。

我々の中讃テレビは、1日数時間で、同じことを年に15回か20回ぐらいやってます。だから、結局、とって人は町内の情報がわかるけど、とってない人は情報を全然知らん。入学式とか成人式とかあっても、見る人は見る、とっとる人は。とってない人は見られんと。こういうような不合理があるんですから、もうそろそろ放送も整備してから10年になると思いますけど、そこを十分審議していただいて、何のためにあの光ファイバーをつけたかということを原点に返してもらいたい。コマーシャルを見せるためにあれをしたのか、コマーシャルは民法で全部やってます。民法は金を一銭も取りません、あれほどいい番組をやりながら。我々の町は、町のあれを見せながら料金を取っておると、こういう不合理なところがあるんですよ。それからインターネットとか、他チャンネルの、一日中、映画やったり、一日中、歌番組とかあります。それはやっぱりその人、その人の趣味でとっとるわけですからええじゃないですか。だけど最小限の町の情報を提供するという意味では、やっぱり料金をそろそろ考え直していただきたいと思いますが、これについて、これは付託案件ですけど、これは出てきてないから、十分審議してもらえと思うけど、それについて納得いかんですから、ちょっと納得がいくように、この条例を提案するのに関して説明してください。

意味がわからんのやったら、意味がわかるようにもっとゆっくり説明しようか。わからんのな。何のためにこれをつけたかという、それを原点として、町の情報を提供するためやろ、結局。それだったら、意味がないでしょうが。補助金をもろたんは、これ、住民に補助金くれたんですよ。住民に補助金をくれた。この田舎のほうで、奥のほうでテレビの映りが悪いと。せめて高齢者が田舎でおってでも、水戸黄門と大相撲ぐらいは見れるようにしてやると。この地区で、平地の地区の方はわからんでしょう、都市部の方は。琴平山のアンテナが見えたら全部映るわけですから。あれ、高瀬も映る、丸亀も、あの琴平山のアンテナが見えるところは全部映ります、あれがなくても。だからみんなとらんのですよ。それでとってもらんであったら、何か別の方法で考えないと、町の情報提供いったって、こんなもん要らんがとなったら意味がないでしょうがというのが私の考えです。何のためにあの光ファイバーをやったんですかと、二十数億の金かけて。オフトークの情報提供は、これはもちろん緊急の場合と、情報のあれ、消防の云々とか、そんなんで出してますからいいですよ。だけど画像は中讃テレビで契約してなかったら、軒下まで線が来とるのに映らんのですから。それをどのように解釈しとるんか、執行部は。それはそろそろ1

0 年になりますから、ちょっと返答してください、納得のいくように。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 三好議員さんの質問にお答えします。

まず、オフトークの告知関係につきましては、おっしゃったように、今、96%近くの家庭で引いておりまして、当初の目的として、町からの情報、あと緊急時の放送等、そういった意味では効果があります。

もう一つ、その光ファイバーに付随してテレビ関係ですね。当初、始まったときは電波がなかなか届きづらい、テレビも見たくても見れない、そういった難聴地域がありまして、その解消には一翼を担えたかなとは思っておりますが、ただ議員さんおっしゃるように、加入率でございますが、やはり仲南が7割近く、琴南も7割近くなんですが、旧満濃においてはやはりそれを下回る数字で、全体で5割を切っている状況ということであります。

そういったことで言うと、せっかく設備したものが効果としていかなものかという意見もございます。中讃テレビ自体も、みんなが見ていただけるような内容の濃いもの、価値あるものをしていただけたらいいとは思っておりますが、今の状況としては、なかなか加入率がふえてないのも事実でありますし、今後、費用面、料金等も含めて業者と協議、そういったものをしてまいりたいと思いますので、御理解をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質疑、12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 今の答弁では理解できません。私の能力が足らんのかどうかかわらんけど。何のために引いたかという原点でしょ、補助金もらって。これは町民全部が、だからはっきり言いますと、デマンドタクシーとこの光ファイバーとよく似とるんですよ。デマンドタクシーは、奥のほうは要るけど、この近くのほうは、福祉タクシーの500円で行けると。500円でほとんど行ける。あと100円か200円足したら、手に取る範囲行けるでしょう。だからこの辺の人は、デマンドタクシーはやめて、バスにでもしたらどうやと言われます。福祉タクシーのほうがあええという議員もいます。我々、田舎の山間僻地に住んどるもんは、往復500円の、飛び飛びになるけど、500円の券をもらって、2,000円も3,000円も負担しよったら、とてもじゃないけど乗れんです。ただ、今は本当に職員が頑張って、デマンドタクシー300円、300円、往復で600円で乗せてくれる。本当にありがたいです。そういうふうな、本当にありがたいものがあるような光ケーブルに改造すれば、皆、契約します。なぜ契約せんかと。奥のほうはみんな契約してるでしょ。こっちだって契約して、同じ住民ですから、その光ファイバーの価値観云々じゃなくて、契約できるようなシステムにすれば、町の情報は伝達するでしょ。町の情報を伝達するためでしょ。コマーシャルで服が何ぼ安売りやいうて、あんなものを見るために光ケーブルととらへんと思いますよ。民放はとってません、自分で努力して。ですから、我々のテレビも努力すりゃ、それでできるはずですよ。そこを言っとるんです、課長。よう考えてみて。

奥のほうの年寄りも、やっぱりテレビを見るのに金払わないかと。NHKと両方払わないかん。そういうような悩みがあるんです。ですから、福祉タクシーとデマンドタクシーと両方、計算してみてください。それは連動しとるわけです。それ、今後とも、どういうふうに持っていくか。それとも、おまえらみたいな言うことで、そんなもん当てにならんわというか、十分検討する余地はあると思いますけど、どういうふうに検討して、全部に、九十何%、テレビの映像も映るように、そしたらあそこの運動会があった、あそこのかりん祭りができた、全部見えるはずで、町内の行事が。それを言ってます。だからみんな聞いても、そんなもんいつあったんかと、あんととつとらんのと言ったら、あんな金要るもん何でとらないかんのんと。大概、NHKの高い料金払って、その上に町のあれをするのに何で金を払わないかんのと。そんなものは町から一方的にあれやから、結局、送る権利、見る権利があるわけですから、そこら辺をどう考えて、あれしてください。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 三好議員さんの質問にお答えします。

ただいまありました交通関係もそうなんですが、交通は交通弱者、光ファイバーについても、今、おっしゃられたように、高齢者の方々で家計の苦しい家庭もあると思います。そういった中で言うと、家計の負担のないように、今後、光ファイバーの利活用の仕方、そういったものも含めて、10年を経過しておりますので、執行部としても考えていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第5号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第12、議案第5号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について、その提案理由を申し上げます。

議案3号でも説明しましたが、現行法においては、国が定める準則にかえて、ある区域において適用すべき準則を町村域においては都道府県に、市区域においては市に付与され

ていましたが、平成２９年４月１日に施行される工場立地法第４条の２の改正に伴い、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を、町村区域においては都道府県から町村に移譲されることになりました。

また、同工場立地法第６条から第１３条の改正により、町村に立地する工場に関する事務の権限を都道府県知事から町村長に移譲されることになりました。

これらを受けて、議案３号で、工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例として制定することに伴い、議案５号において、まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例を廃止するものであります。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第５号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の廃止についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第６号 まんのう町税条例等の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１３、議案第６号 まんのう町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第６号 まんのう町税条例等の一部改

正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成２８年法律第８６号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第３６０号）が平成２８年１月２８日にそれぞれ公布されたこと及び固定資産税の納期前納付を廃止することに伴う所要の改正でございます。

改正内容の詳細につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜わりますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 税務課長、脇隆博君。

○脇税務課長 それでは、議案第６号のまんのう町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

第１条は、まんのう町税条例の改正でございます。

１ページ、第５４条７項、固定資産の納税義務者等の改正でございます。家屋の附帯設備の課税に関する規定の追加でございます。

２ページ、７０条２項、固定資産税の納期前納付の改正でございます。納期前納付における報償金、いわゆる前納報奨金でございますが、これを廃止するという条例の改正でございます。施行期日は、平成３０年４月１日を予定しております。

前納報奨金は全国的にも廃止の傾向にあり、当初の目的からも大きく乖離しており、廃止をするというものでございます。

２ページ、附則７条３の２の改正でございます。個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長でございます。

附則１０条の２は、項の順序を条例準則のとおり改正する改正でございます。

３ページ、第２条、まんのう町税条例の一部を改正する条例（平成２７年まんのう町条例第３７号）の一部改正でございます。固定資産税の特例で、法律の改正による項順の整備でございます。

４ページ、第１条、施行期日で条例の表現の訂正でございます。

次に、４ページから５ページ、第３条７項、町たばこ税に関する経過措置で、消費税率改正の延期に伴う改正でございます。

５ページから６ページにかけて、第３条、まんのう町税条例の一部を改正する条例（平成２８年まんのう町条例第２０号）の一部改正でございます。

６ページ、第１条附則を条立てにするための改正でございます。

第２条、固定資産税に関する経過措置の改正で、法律改正にあわせての改正でございます。

第４条、まんのう町税条例の一部を改正する条例（平成２８年まんのう町条例第２６号）の一部改正でございます。これは、９月議会で改正したものでございまして、未施行分の改正でございます。

７ページから２１ページまでは、そのときの改正を今回の改正にあわせるよう字句の修

正や削除などを行い、改めまして、21ページから34ページにおいて、消費税率延期に伴いまして、施行期日を消費税引き上げの平成31年10月1日に延ばすという改正でございます。改正内容にボリュームがございますが、法律改正の趣旨に照らして改正をいたしますと、このような表記になりまして、非常に見づらくなっておりますことを御了承願えたらと思います。

34ページから37ページにかけての附則は、この条例の施行期日を定めた改正となっております。

附則第1条は、施行期日の指定でございます。

附則第2条は、町民税に関する経過措置で、法律改正にあわせての改正でございます。

附則第2条の2は、法律改正にあわせての新設でございます。

附則第3条は、軽自動車税に関する経過措置で、法律改正にあわせての新設でございます。

附則第4条は、法律改正にあわせての改正でございます。

36ページ、37ページの附則は、施行期日でございます。

附則第1条は、それぞれ改正規定の施行期日でございます。

附則第2条は、固定資産税に関する経過措置に関する施行期日でございます。それぞれの施行時期に合わせるという改正でございます。

今回の条例改正は、前納報奨金の廃止と消費税引き上げの延期に伴います改正が主なものとなっております。9月議会において改正したもののうち、消費税関連のものを改めて改正をし、それを法に合わせて新設、改正をしていくという非常にわかりにくい表記の条例改正となっておりますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定いたしておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第7号 まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第7号 まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号のまんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この改正は、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の期限が平成２９年３月３１日に切れることに伴いまして、過疎地域自立促進特別措置法の期限の平成３３年３月３１日までに延長する改正でございます。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第７号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７号 まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５ 議案第８号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１５、議案第８号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第８号のまんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についての提案理由を説明申し上げます。

農地・農業用施設災害復旧事業のうちため池について受益者分担率の軽減を行うものです。ため池の災害復旧は緊急に復旧が望まれ、防災対策の観点から非常に重要性があるため、その受益者負担金を５％以内に軽減するものです。

また、新たに農業用施設災害復旧事業の区分を設け、農業用施設災害復旧事業の採択基準金額４０万円以上に満たない２０万円以上４０万円未満の農業用施設災害復旧事業についても町単独事業として位置づけております。これは、農業用施設災害復旧事業の採択に

ならないような軽微な被災についても、これを放置した場合、それが原因で被害が拡大することを未然に防ぐことが目的でございます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 16 議案第 9 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第 16、議案第 9 号 まんのう町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 9 号のまんのう町道路占用料条例の一部改正についての提案理由を説明申し上げます。

道路占用料については、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができます。町の占用料の額は、国が指定区間内の国道において規定している固定資産税評価額及び占用物件の種類、所在地区分等を勘案して算定された占用料を準用しております。国においては、29 年 1 月に道路法施行令の一部を改正し、平成 27 年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路占用料の見直しを行い、平成 29 年 4 月 1 日より施行することになっております。国の道路施行令の一部改正がなされたことを受け、まんのう町道路占用料につきましても、国の占用料の基準を準用し、見直しを行うものでございます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 9 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 10 号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第 17、議案第 10 号 まんのう町水道事業の設置等に関する

条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１０号 まんのう町水道事業の設置等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この改正は、まんのう町簡易水道事業を廃止し、まんのう町水道事業に統合することに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、まんのう町水道事業の設置等に関する条例の第２条第２項に係る給水区域の別表の改正後において、下線のとおり琴南炭所簡易水道給水区域、仲南簡易水道給水区域及び塩入簡易水道給水区域を追加し、同じく第２条第３項、給水人口１万１，６００人を１万７，２００人と改め、同じく第２条第４項、１日最大給水量４，６００立方メートルを７，７００立方メートルに改めようとするものです。

また、この条例は平成２９年４月１日から施行するもので、附則において、まんのう町簡易水道設置条例の廃止に伴う経過措置として、この条例の施行の日の前日までにまんのう町簡易水道設置条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものとしております。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１０号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第１８ 議案第１１号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１１、議案第１１号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１１号のまんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この改正は、まんのう町簡易水道事業を廃止することに伴い、水道布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準を改正するもので、上水道事業及び簡易水道事業そ

れぞれに資格基準が掲げられております。

まず、工事監督者の資格基準は、学校教育法における大学、短大、高校もしくは中等教育等において、土木・衛生・水道工学を修め、かつ、その後、上水道実務に従事したそれぞれの経験年数を、また、技術管理者の資格基準においては、前項の学校教育法に規定する学校において、土木工学以外の工学・理学・農学・医学もしくは薬学、またはこれらに相当する科目を修め、かつ、その後、上水道実務に従事したそれぞれの経験年数を掲げております。

簡易水道事業においては、その資格基準及び実務経験年数が上水道事業の半分以上となっており、上水道事業への統合に伴い、簡易水道事業における資格基準及び実務経験年数を削除するものであります。

なお、現在、まんのう町水道課には水道布設工事監督者、水道技術管理者両方の有資格者が2名在籍しておりますことを申し添えます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号 まんのう町簡易水道事業設置条例等の廃止について、その提案理由を申し上げます。

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) まんのう町簡易水道事業の設置条例、(2) まんのう町簡易水道事業給水条例、(3) まんのう町簡易水道事業分担金徴収条例、(4) まんのう町簡易水道事業基金条例、(5) まんのう町簡易水道施設整備事業積立金条例、以上の5件の条例の廃止につきましては、関連がありますので、一括して廃止を行うものでございます。

簡易水道事業は、計画給水人口が102人以上、5,000人以下と事業規模が小さい反面、上水道事業と同等以上の施設が必要であるため、経営基盤が脆弱であることから、経営の効率化、経営基盤の強化を図る観点から、平成19年度に簡易水道等施設整備国庫補助制度が改正され、貸借対照表や損益計算書等に基づく、より精緻でわかりやすい経営、

財務等に関する情報を把握することが可能な公営企業会計である上水道事業への統合が推進されてきました。

まんのう町では、平成２１年度に簡易水道事業統合計画を策定し、平成２８年度末の統合期限に向け準備を進めてきたところであります。

よって、平成２９年度から仲南簡易水道事業、塩入簡易水道事業及び琴南・炭所簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、（１）のまんのう町簡易水道事業の設置条例は、先ほど上程させていただいた議案第１０号のまんのう町水道事業の設置に関する条例の一部改正を行うことにより統合されます。

次に、（２）のまんのう町簡易水道事業給水条例及び（３）のまんのう町簡易水道事業分担金条例は、この条例の施行の前日までに、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、まんのう町水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなすとの経過措置を設けて廃止するものでございます。

また、同じく（４）まんのう町簡易水道事業基金条例及び（５）のまんのう町簡易水道施設整備事業積立基金条例は、この条例の施行の日の前日において、この条例の規定に基づく基金に属していた現金、有価証券、その他の財産は、施行日においてまんのう町水道事業の剰余金の処分に関する条例に属するものとするとの経過措置を設け、同じく廃止を行うものであります。

なお、この条例は平成２９年４月１日から施行するとしております。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１２号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第２０ 議案第１３号 まんのう町民具展示室条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第２０、議案第１３号 まんのう町民具展示室条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１３号のまんのう町民具展示室条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

民具展示室は、郷土の文化振興、また、小学校３年及び４年の社会科で、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについての授業があり、子供たちに地域社会に対する誇りと愛情を育てるため、旧仲南北小学校に約１，１００点の民具を整理、展示し、

スムーズな運営ができるよう、まんのう町民具展示室条例の制定について提案するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号の丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本町と丸亀市との間において、平成24年4月19日に締結した定住自立圏の形成に関する協定を一部変更することについて、まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別紙として定住自立圏の形成に関する変更協定書を添付しており、内容としては協定書の別表1、別表2、別表3について変更するものでございます。

別表1は、生活機能の強化に係る政策分野で、医療、福祉、産業振興、消防、防災、その他の項目について、別表2は、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野で、地域公共交通、道路等の交通インフラの整備、地域内外の住民との交流、移住促進、その他、別表3は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野で、宣言中心市等における人材の育成、圏域内市町の職員等の交流、その他についてそれぞれの施策における取り組み内容と丸亀市を甲、まんのう町を乙とする互いの役割について記載しております。なお、別紙資料で赤字は新規に取り組む事業、黒字は継続事業です。

また、この定住自立圏形成協定の一部変更に係る第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンにつきましては、平成28年5月に関連する圏域内2市3町において策定業務に着手し、事務調整会議を3回、定住自立圏形成推進委員会を2回、定住自立圏共生ビジョン懇談会を1回開催した後に、2市3町においてそれぞれパブリックコメントの実施を経て、平成29年2月15日に開催された2回目の定住自立圏共生ビジョン懇談会で承認されております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第15号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について

○田岡秀俊議長 日程第22、議案第15号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第15号の香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

丸亀市モーターボート競走事業の設置に関する条例の一部改正があり、丸亀市競艇事業局内を丸亀市ボートレース事業局内と所轄事務所名称変更がなされたため、関係地方公共団体の協議が必要になったので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議場の時計で午後 2 時 4 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 0 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第 2 3 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

○田岡秀俊議長 日程第 2 3、議案第 1 6 号 平成 2 8 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 6 号 平成 2 8 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、3、4 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 7, 9 6 9 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 9 億 8, 6 9 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 条の繰越明許費については、5 ページの第 2 表をごらんください。

平成 2 9 年度へ繰り越しをする 2 1 事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第 3 条の地方債の補正は、7 ページの第 3 表をごらんください。

これは、起債の目的のそれぞれの事業について、限度額の追加、変更、廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

1 3 ページをお開きください。

第 1 款町税 5, 4 2 9 万 1, 0 0 0 円の増額は、町民法人税 1, 7 1 1 万 6, 0 0 0 円、固定資産税 2, 8 0 7 万 5, 0 0 0 円、軽自動車税 9 1 0 万円のそれぞれ増額によるものでございます。

1 4 ページの第 3 款利子割交付金から 1 5 ページの第 8 款自動車取得税交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

1 6 ページをお開きください。

第 1 0 款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の歳入決算見込みにより 3 億 5, 7 4 7 万円を増額いたしております。

１７ページをらんください。

第１２款分担金及び負担金４３１万１，０００円の減額は、主に単県補助土地改良事業分担金２４０万円の減額及び学童保育利用者負担金９３万６，０００円の減額などによるものでございます。

１８ページをお開きください。

第１３款使用料及び手数料１５２万５，０００円の減額は、主にし尿くみ取り手数料１２０万円の減額などによるものでございます。

１９ページをらんください。

第１４款国庫支出金１，４９８万１，０００円の増額は、主に国の経済対策に伴う補正予算に係る地方創生拠点整備交付金８，５２８万５，０００円の増額及び地方創生推進交付金３，２５０万円の減額などによるものでございます。

２０ページをお開きください。

１５款県支出金９，１２９万３，０００円の減額は、主に補助金の内示による中山間所得向上事業補助金５，０６０万円の減額及び単県補助土地改良事業費補助金８４０万円の減額などによるものでございます。

２１ページをらんください。

第１６款財産収入は９４７万円の増額です。これは土地売却収入の歳入決算見込みにより増額したことによるものでございます。

２２ページをお開きください。

第１８款繰入金３億１，２５６万１，０００円の減額は、財政調整基金繰入金を２，４４１万１，０００円、減債基金繰入金を２億５，０００万円減額及び地域振興基金繰入金を３，９６５万円減額したことによるものでございます。

２３ページをらんください。

第２０款諸収入１，３４８万１，０００円の増額は、主にその他雑入１，４４２万１，０００円を増額したことによるものです。このその他雑入の主なものは、後期高齢者医療広域連合療養給付費市町負担金過年度分清算金１，４１４万６，０００円であります。

２４ページをらんください。

第２１款町債３億２，３００万円の減額は、主に臨時財政対策債２億７，０５０万円の減額及び過疎対策事業債である消防車両機器整備事業債４，７５０万円の減額であります。

なお、繰越事業の充当税源として、補正予算債である地方創生拠点整備交付金事業債を８，３７０万円増額しております。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

２５ページをお開きください。

第１款議会費は１９２万７，０００円の減額です。これは、第１項議会費、第１目の議会費において、費用弁償及び特別旅費の減額３００万９，０００円及び庁用器具費の増額２０８万２，０００円によるものでございます。

26ページをごらんください。

第2款総務費は4,677万7,000円の増額です。これは、主に第1項総務管理費、第13目情報通信費において、情報通信システム管理費2,673万5,000円の減額、27ページ、第21目地方創生推進交付金事業費において、地方創生拠点整備事業1億7,057万円の増額によるものでございます。

28ページをお開きください。

第3款民生費は2,710万円の減額です。これは主に、第1項の社会福祉費、第1目の社会福祉総務費において、後期高齢者医療費を1,961万8,000円減額したこと、第2目老人福祉費において、介護保険特別会計繰出金を2,335万8,000円増額したこと及び29ページの第2項児童福祉費、第5目認定こども園費において、認定こども園管理運営費を合わせて2,330万4,000円減額したことによるものでございます。

30ページをお開きください。

第4款衛生費は3,427万2,000円の減額です。これは主に、第1項保健衛生費、第1目の保健衛生総務費において、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金957万7,000円の減額及び第4目の環境衛生費において、合併処理浄化槽設置事業補助金1,600万円の減額によるものでございます。

31ページをお開きください。

第6款農林水産業費は1億2,861万1,000円の減額です。これは主に、第1項農業費、第3目農業振興費において、地域を支える集落営農加速化事業費1,700万円の減額及び第5目の農地費において、土地改良事業費合わせて8,889万9,000円の減額などによるものでございます。

33ページをお開きください。

第8款土木費は5,329万3,000円の減額です。主なものとしては、第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費において、橋梁点検費など道路橋梁維持管理費1,930万円の減額及び第3目道路橋梁新設改良費において、単独県費補助事業費1,600万円、単独町費事業費1,580万円の減額などによるものでございます。

34ページをごらんください。

第9款消防費は5,559万5,000円の減額です。これは主に、第1目の常備消防費において、消防車両機器整備事業負担金4,754万1,000円の減額によるものでございます。

35ページをお開きください。

第10款教育費は2,567万6,000円の減額です。これは主に、第2項小学校費において、臨時職員賃金など小学校管理運営費を785万円増額、教育振興費を590万円減額し、第3項中学校費において、満濃中学校等整備・運営事業費700万円の減額、さらに、第5項社会教育費において、文化財保護事業費690万円の減額などによるものでございます。

３７ページをお開きください。

第１１款災害復旧費では補正額はありませんが、国庫支出金の確定により４２９万円充当金額を減額し、一般財源に振りかえております。

３８ページをごらんください。

第１２款公債費につきましても補正額はありませんが、長期債償還元金に充当いたしました減債基金繰入金を２億５，０００万円減額し、一般財源に振りかえております。

以上、議案第１６号 平成２８年度まんのう町一般会計補正予算（案）第３号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

１０番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ２９ページの認定こども園費の中で、２，３００万円の減額になっております。中身を見ますと、満濃南こども園運営管理費で１，３００万円という金額が出てますよね。これだけを言うんではないんですけれども、この認定こども園については非常に苦勞して運営していると思います。満濃の南は特に分かれてますから、そういった部分で、これ、単純に言ったら、合計で１，７８０万円とアルバイト賃金、ここも入れたら２，０００万円で、これは保険料も別にありますから、２，０００万円を１０で割ったら、１人２００万円の部分で、１０人分、これ、雇えなんなんかなということで、それで必要なかったんか、それとも人員が確保できなかったんか、そういう部分で大きな問題が出てくると思うんです。

例えば仲南とか琴南、長炭やったら一つにところにあって、職員も仕事は非常にしやすいと思います。しかしながら、満濃南については両方に分かれていると。そして、高篠については、ざっくばらんに言うと幼稚園だけやからいうんで、認定こども園にしていますけれども、特に満濃南の場合の１，３００万円のこの余った理由を、ぜひ委員会で検討して、質疑していただいて、中身、人が確保できなんだら非常に大きな問題になります。このごろ保育士も不足で、資格でない人も雇っている実態もあるようですし、そういった中で、やっぱり保育の中身が非常に重要になります。そういった部分で難しかったのか、その辺を委員会でちょっと中身を十分聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１６号は、総務常任委員会に付託いたします。

**日程第 2 4 議案第 1 7 号 平成 2 8 年まんのう町国民健康保険特別会計補正予算
(案) 第 3 号**

○田岡秀俊議長 日程第 2 4、議案第 1 7 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第 3 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 7 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第 3 号について御説明申し上げます。

4 3 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項の事業勘定の歳入歳出予算の補正については、4 7 ページの第 1 表をごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4, 0 4 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 億 5, 4 4 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、第 1 条第 2 項の直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の補正については、6 1 ページの第 1 表をごらんください。

直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 0 万円とするものでございます。

次に、第 1 条第 3 項の直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の補正については、7 1 ページの第 1 表をごらんください。

直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 4 3 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 0 9 万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の事項別明細書 5 3 ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第 1 款国民健康保険税において 1, 0 5 0 万 9, 0 0 0 円の増額、第 3 款国庫支出金においては、療養、介護、後期など合わせて療養給付費等負担金 5, 7 7 8 万 4, 0 0 0 円減額、特別調整交付金と財政調整交付金を合わせて 2, 2 9 7 万 7, 0 0 0 円減額しております。

また、第 4 款の療養給付費交付金において 2, 4 7 4 万円減額、5 4 ページの第 5 款前期高齢者交付金は 4, 3 9 5 万 9, 0 0 0 円の減額、第 8 款共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金を 3, 5 8 6 万 9, 0 0 0 円増額し、保険財政共同安定化事業交付金を 8, 2 0 2 万円減額しております。これらはいずれも交付額等の決定に伴う補正でございます。

第 1 0 款繰入金では、一般会計繰入金を 4, 2 6 6 万円増額しております。

第 1 2 款諸収入では、延滞金など合わせて 6 0 5 万円を増額しております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

5 5 ページをごらんください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第２款保険給付費において、医療費年間所要額の決算見込みにより、第１項療養諸費を１,１３７万円増額し、第２項の高額療養費を６００万円減額しております。

また、５６ページの第３款後期高齢者支援金等から第７款共同事業拠出金までは支出額確定に伴うもので、それぞれ減額となっております。

５７ページの第８款保健事業費は補正額はありませんが、国、県の支出金を増減し、財源内訳を変更しております。

第１１款諸支出金は、直営診療施設勘定繰入金を６９万５,０００円減額しております。

次に、直営診療施設勘定歯科の事項別明細書６７ページをお開きください。

歳入では、第６款繰入金において、一般会計繰入金を４８万７,０００円減額し、事業勘定繰入金を２８万７,０００円増額しております。

６８ページの歳出では、第１款の総務費の一般管理費、修繕料などを２０万円減額しております。

次に、直営診療施設勘定内科の事項別明細書７７ページをお開きください。

歳入では、第１款診療収入において、外来収入を４７９万円の減額、第６款繰入金において、診療所管理運営事業基金繰入金を１５１万６,０００円増額し、事業勘定繰入金を９８万２,０００円減額しております。

それに対して７８ページの歳出では、第１款総務費の一般管理費を７０万円減額、第２款医業費において、医療用機器リース料など合わせて３７３万円の減額をしております。

以上、議案第１７号 平成２８年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第３号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１７号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２５ 議案第１８号 平成２８年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号

○田岡秀俊議長 日程第２５、議案第１８号 平成２８年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１８号 平成２８年度まんのう町後期

高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号につきまして御説明申し上げます。

８１ページをお開きください。

第１条の歳入予算の補正については、８３ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４，８８０万円とするものでございます。

事項別明細書８９ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第４款繰入金において、一般会計繰入金を５８９万８，０００円減額いたしております。これは主に事務費及び保険基盤安定繰入金に係るものです。

また、第５款繰越金では、繰越金を５３９万８，０００円増額しております。これは歳入決算見込みによる増額です。

９０ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第２款後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより５０万円減額となっております。

以上、議案第１８号 平成２８年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１８号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２６ 議案第１９号 平成２８年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）（第２号）

○田岡秀俊議長 日程第２６、議案第１９号 平成２８年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１９号 平成２８年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げます。

９３ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、９５ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，９４０万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４億２，９７０万円とするものでございます。

事項別明細書 101 ページをお開きください。

歳入の主なものとしたしましては、第4款国庫支出金において、現年度分介護給付費負担金及び調整交付金合わせて1,628万3,000円増額、第5款支払基金交付金において、現年度分介護給付費交付金を1,785万円増額しており、第9款繰入金では、一般会計繰入金を介護給付費繰入金など合わせて2,043万円増額しております。

102 ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第2款保険給付費において、第2目の施設介護サービス給付費を850万円増額、第3目地域密着型介護サービス給付費を4,100万円それぞれ増額いたしております。

以上、議案第19号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第27、議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

105 ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、107ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,840万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費については、109ページの第2表をごらんください。

平成29年度へ繰り越しをする2事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

事項別明細書 117 ページをお開きください。

歳入の主なものとしたしましては、第3款国庫支出金において、特定環境事業公共下水

道事業補助金を２６０万円減額し、第６款繰入金において、一般会計繰入金を２４４万７、０００円増額しております。

また、第７款繰越金において、前年度繰越金を２２８万３、０００円増額し、第９款町債において、下水道債を２６０万円増額しております。

１１８ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第１款総務費において、一般管理費を１８０万円増額し、第２款施設費において、下水道施設整備費を２００万円増額しております。

以上、議案第２０号 平成２８年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第２号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２０号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第２８ 議案第２１号 平成２８年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号

○田岡秀俊議長 日程第２８、議案第２１号 平成２８年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２１号 平成２８年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げます。

１２３ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、１２５ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９５７万７、０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５、６９２万３、０００円とするものでございます。

事項別明細書１３１ページをお開きください。

歳入では、年間収入額の決算見込みにより、第５款繰入金のうち一般会計繰入金を９５７万７、０００円減額しております。

１３２ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、経費の年間所要額の決算見込みにより、第２款施設費のうち需用費を１６２万８、０００円、浄化槽施設管理委託料を７９４万９、０００円

それぞれ減額しております。

以上、議案第 21 号 平成 28 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 21 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 22 号 平成 28 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号

○田岡秀俊議長 日程第 29、議案第 22 号 平成 28 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 22 号のまんのう町水道事業会計正予算（案）第 1 号について、その提案理由を申し上げます。

別添補正予算書の 1 ページをお開き下さい。

第 1 款水道事業収益、第 2 項営業外収益において 65 万 8,000 円を増額し、第 2 款水道事業費用、第 1 項営業費用で 89 万 5,000 円、第 2 項営業外費用で 1 万円の増額を行うものであります。

また、第 3 条、重要な取引におきまして、現金預金の一部を用いて 2 億 560 万 2,000 円の国債を購入し、運用資金に充てたいと考えております。

8 ページをお開き下さい。

内訳といたしまして、第 1 款水道事業収益の第 2 項第 6 目雑収益の新設加入金において 64 万 8,000 円、第 8 目有価証券評価益に 1 万円を増額し、合計 65 万 8,000 円の増額補正を行い、第 2 款水道事業費用、第 1 項営業費用の第 1 目原水及び浄水費において人件費 61 万円の減額、第 4 目総経費において時間外手当 50 万円の減額、貸倒引当金繰入額として 200 万 5,000 円を増額し、総経費で差し引き 150 万 5,000 円の増額補正を行うものであります。

また、第 2 項営業外費用、第 4 目有価証券評価損において 1 万円の増額補正を行うものであります。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくま

でも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２２号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第３０ 議案第２３号 平成２９年度まんのう町一般会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３０、議案第２３号 平成２９年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２３号 平成２９年度まんのう町一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条、歳入歳出予算総額は１０７億８，０００万円で、対前年度３億６，０００万円の増、対前年度比３．５％増となっております。

１１ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず、町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税について、対前年度２，４１８万５，０００円の増額、対前年度比１．３％の増を想定しております。これは主に、平成２８年度決算見込みによる推計値であります。町税については、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも、収納率向上に向け、一層努力してまいります。

次に、地方交付税において、当町は平成２８年度より５年間の激変緩和措置期間に入っているわけではありますが、個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれることから、普通交付税は前年度と同額としているものの、平成２８年度決算見込みにより、特別交付税については、対前年度３００万円の減額、対前年度比１．０％減としております。

国庫支出金は、主に土木費補助金における社会資本整備総合交付金が対前年度４，８８０万円の増加、放課後児童育成クラブ設置・育成事業費補助金や低所得者保険料軽減補助金が増加したことなどにより、対前年度２，７９７万２，０００円の増額、対前年度比４．６％増となっております。

町債は、琴南支所周辺整備事業債、農地管理事業債の増加、交通安全施設整備事業債、道路長寿命化修繕事業債など、新たに起債充当となった事業もあり、対前年度２億９，７５０万円の増額、対前年度比２２．５％増としております。

１２ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて総務費、衛生費、労働費、農林水産費、商工費、土木費、公債費が増加し、その他の款は前年度を下回っております。

歳出全体としては、昨年に引き続き民生費が全体の28.3%と、最も大きなウェートを占めております。

1ページにお戻りください。

第2条の地方債は、目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金は、最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当課長より申し上げます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 それでは、平成29年度一般会計当初予算の概要について、お手元に配付しております平成29年度当初予算の概要に沿って御説明を申し上げます。

まず、2ページ、3ページをお開きください。

一般会計当初予算の総額は107億8,000万円で、対前年度3億6,000万円の増額、対前年度比3.5%増といたしました。

特別会計予算につきましては、それぞれ第1表平成29年度当初予算の状況で表示しております。

6ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明をいたします。

まず、歳入予算につきまして、6ページの第2表平成29年度一般会計歳入予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

主なものの説明をいたします。

第1款町税は18億5,160万5,000円を計上しております。これは、平成28年度決算見込みからの推定値であり、対前年度比1.3%増を想定しております。

第10款地方交付税は、平成29年度も全体として前年度算定額に国の推計増減費等を考慮して計上いたしました。算定上は国の出口ベースにおける地方交付税全体の総額で2.4%の減、さらに平成28年度からの合併後算定がえの激変緩和措置といたしまして3割程度の減少となりますが、個別算定経費である合併特例債償還金の算入額見込み額が増加が見込まれますことから、本年度、普通交付税は前年度同額の34億4,400万円といたしました。

また、普通交付税の補完的な機能を持つ特別交付税については、過去3カ年の交付実績等をもとに算出し、対前年度300万円減の2億8,400万円を計上しており、対前年度300万円の減額、対前年度比1%の減としております。

第14款国庫支出金は、主に土木費における橋梁や道路の長寿命化修繕事業に係る交付金、民生費における放課後児童育成クラブ設置育成事業費補助金及び低所得者保険料軽減補助金が増額したことなどにより、対前年度2,797万2,000円の増額、対前年度

比4.6%増となっております。

第15款県支出金では、農林水産費において高品質園芸作物生産拡大条件整備事業補助金や新規就農・農地集積事業補助金が増加したことなどから、対前年度7,311万8,000円の増額、対前年度比9.8%増となりました。

第18款繰入金では、収支不足による財源対策のために財政調整基金繰入金を前年度比19.7%減の3億4,041万6,000円、減債基金繰入金を対前年度比35.2%増の3億3,800万円を計上しており、全体としましては7億8,117万7,000円、対前年度5,495万4,000円の減、対前年度比6.6%の減となっております。

第21款町債は、全体で16億2,110万円、対前年度2億9,750万円増、対前年度比22.5%増を計上しました。

主な要因としまして、琴南支所周辺整備事業や香川用水土器川沿岸地区国営農業用水再編対策推進協議会負担金の清算予納等の事業に対して起債を充当することといたしております。一方、仲南支所周辺整備事業や小学校施設整備事業等、発行額が減少する事業もあります。

また、臨時財政対策債については財政調整機能を強化する観点から、平成25年度から財政不足額方式に算定方式が完全移行しております。そういった中、平成29年度は国が全体額を抑制する方針を示していること、また、過去同額の実績から2億9,850万円、対前年度7,200万円減、対前年度比19.4%減を計上しております。

今後も、町債につきましてはできる限り発行を抑制するとともに、町において負担が少なく有利な合併特例債、過疎辺地債等を活用を行ってまいりたいと考えております。

なお、町債の平成29年度末現在高見込みは130億3,836万8,000円で、平成28年度末現在高見込みより5億4,899万8,000円の増となっております。

次に、歳出予算について説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第3表平成29年度一般会計歳出予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

また、各款、各予算の主な内容は、17ページから記述しておりますので、ごらんください。

主なものを説明いたします。

第1款議会費は、対前年度89万8,000円の減額、対前年度比0.7%減としております。これは主に、臨時職員賃金の減少によるものです。

第2款総務費は、対前年度7,981万2,000円の増額、対前年度比4.7%増としております。主な要因は、第1項総務管理費において、交通安全対策費のガードレール等交通安全施設整備工事費3,000万円の増や、支所及び出張所の琴南支所改修工事3億円の皆増などによるものでございます。

また、徴税費において、固定資産評価標準値鑑定業務委託料などの減により、対前年度

1, 917万3, 000円減、対前年度比13.3%減の1億2, 509万4, 000円となっております。

第3款民生費は、対前年度4, 477万円の減額、対前年度比1.4%減としております。主な要因は、第1項社会福祉費において、障害者福祉費における重心医療支給費が対前年度1, 648万1, 000円減額したことなどから、対前年度487万円の減額となったものによるものです。

また、第2項児童福祉費においては、乳幼児医療費助成事業や放課後児童対策事業費の増加により、対前年度770万円の増、対前年度比0.6%増の12億5, 834万6, 000円となっております。

第4款衛生費は、対前年度3, 721万5, 000円の増額、対前年度比5.9%増といたしました。

主な要因は、第1項保健衛生費において、かりん健康センター施設改修工事費2, 959万2, 000円の増などであり、全体として6億6, 627万円を計上いたしております。

第5款労働費は、対前年度39万7, 000円の増額、対前年度比14.9%増としております。これは、勤労青少年ホーム管理費でございます。

第6款農業水産業費は、対前年度2億6, 633万円の増額、対前年度比31.2%増といたしております。

主な要因は、第1項農業費において、香川用水土器川沿岸地区国営農業用水再編対策推進協議会負担金などで1億9, 929万円の増となり、第2項林業費は、全国育樹祭実行委員会補助金の増額などにより対前年度3, 660万8, 000円の増、対前年度比56%増となっております。

第7款商工費は、対前年度2, 419万7, 000円の増額、対前年度比10.9%増といたします。

主な要因は、商品券発行事業に伴う商品券換金料1, 800万円の増額及び観光費のうち公園施設管理委託料や修繕料、合わせて1, 078万4, 000円増額などによるものです。

第8款土木費は、対前年度1億2, 309万3, 000円の増額、対前年度比20.1%の増としております。

主な要因は、第2項土木管理費において、道路舗装工事費4, 904万3, 000円の増や、県営工事負担金550万円増加によるものでございます。

また、河川費において急傾斜地崩壊対策工事費が対前年度1, 450万円増、対前年度比69.6%増となっていることによるものです。

第9款消防費は、対前年度7, 831万3, 000円の減額、対前年度比12.2%減としております。

主な要因は、仲多度南部消防組合への機器整備負担金8, 412万7, 000円の減額

や、土砂災害ハザードマップ作成業務委託料1,648万5,000円の減額によるものです。

第10款教育費は、対前年度1億2,504万2,000円の減額、対前年度比9.3%の減としております。

この主な要因は、第2項小学校費において、臨時嘱託賃金、臨時アルバイト賃金が1,154万4,000円減額したことや、学校建設費が7,440万円減額したこと、また、第3項中学校費において、PFI事業費が対前年度2,054万4,000円減、対前年度比9.4%減になったことによるものでございます。

第11款災害復旧費は前年度と同額の1万2,000円を計上しております。年度内に台風災害等が発生した場合、この復旧費は補正予算により対応いたします。

第12款公債費は対前年度6,863万1,000円の増額、対前年度比6.3%増としております。

これは、利子が1,567万9,000円減となったものの、大型事業で借入れをした地方債の元利償還が始まっている長期債償還元金が8,431万円増額となったことによるものです。

第13款諸支出金は対前年度155万8,000円の減額、対前年度比1.6%減としております。

主な要因は、第3項基金費において、財政調整基金が対前年度1,539万2,000円の減、対前年度比51.5%減になったことによるものです。

なお、各基金の現在高状況は、34ページ、第5表基金の状況をごらんください。

主な基金である財政調整基金は、平成29年度末現在見込み額が29億9,700万円で、平成28年度末現在高見込みと比較して3億2,600万円の減少となります。

第14款予備費は500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、歳出予算の款別内訳について説明を終わります。

戻りまして、14ページから一般会計歳出予算の性質別内訳について説明をしております。

まず、義務的経費は41億2,041万6,000円で、対前年度5,729万円の増額、対前年度比1.4%増となっております。

全体に占める構成比は38.3%で、前年度より0.7ポイント減少しております。

人件費は給与改定などにより、対前年度比の0.1%の微増、扶助費においては、重心医療費支給費などの減少のため、対前年度比1.2%の減少となっております。

公債費については、合併関連事業における合併特例債の長期起債償還元本が増加傾向にあることなどから、前年度に比べて6.3%の増となっています。

投資的経費は、事業効果が長期間継続する庁舎や道路、町営住宅、学校施設などといった目に見える残る社会資本の整備を行うための経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分けられます。平成29年度は前年度に比べて21.9%と大幅な増と

なっています。

消防費における屯所整備事業、総務費における琴南支所周辺整備事業や満濃池周辺整備事業、衛生費におけるかりん健康センター子育て支援室増築事業、また、土木費における橋梁や町道の長寿命化修繕事業、町営住宅改修事業等、多岐にわたり新規計上や事業費の増加が見込まれております。

その他の経費は物件費、維持補修費、補助費、繰出金などで、全体としましては、前年度に比べ0.6%の微増となっています。

内容としましては、物件費においては、地方創生推進事業や合併10周年記念事業の委託料の減少、また、補助費においては、仲多度南部消防負担金が減少の中、農林水産業費の香川用水土器川沿岸地区国営農業用水再編対策推進協議会負担金の増額などが上げられます。

なお、予算に関する説明の108ページから債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成29年度の一般会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、よろしくお願いいたします。（竹林昌秀議員着席 午後3時45分）

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第31、議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

113ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億9,500万円と定めるものであり、対前年度2,320万円の増、対前年度比0.9%増となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,280万円と定めるものであり、対前年度2,810万円の増、対前年度比597.9%増となります。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,430万円と定めるものであり、対前年度370万円の増、対前年度比5.2%増となります。

第4項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

121ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税3億9,951万円、対前年度比1.2%の増、第2款使用料及び手数料15万1,000円、前年度同額、第3款国庫支出金5億2,519万6,000円、対前年度比5.7%減、第4款療養給付費交付金6,275万5,000円、対前年度比51.2%減、第5款前期高齢者交付金7億7,599万8,000円、対前年度比6.1%増、第6款県支出金1億4,081万3,000円、対前年度比24.7%増、第8款共同事業交付金5億9,240万1,000円、対前年度比3.4%増、第9款財産収入5万円、前年度同額、第10款繰入金1億9,383万円、対前年度比13.6%増、第11款繰越金1,000円、前年度同額、第12款諸収入429万5,000円、対前年度比18.5%増をそれぞれ見込んでおります。

122ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費1,126万8,000円、対前年度比42.8%増、第2款保険給付費16億7,172万5,000円、対前年度比1.5%増、第3款後期高齢者支援金等2億5,632万2,000円、対前年度比2.3%減、第4款前期高齢者納付金等32万円、対前年度比2.2%増、第5款老人保健拠出金2万1,000円、前年度同額、第6款介護納付金1億2,528万1,000円、対前年度比7.6%増、第7款共同事業拠出金5億9,241万1,000円、対前年度比1.6%減、第8款保健事業費2,046万4,000円、対前年度比3.7%減、第9款基金積立金5万1,000円、前年度と同額、第11款諸支出金1,663万7,000円、対前年度比15.5%増、第12款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

139ページをお開きください。

歳入予算では、第4款県支出金810万円、対前年度比なし、皆増、第5款財産収入8,000円、対前年度比71.4%減、第6款繰入金2,469万2,000円、対前年度比428.5%増をそれぞれ見込んでおります。

140ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費529万2,000円、対前年度比17.7%増、第2款医業費2,739万9,000円、対前年度比3万5,951.3%増、第4款基金積立

金 9, 000 円、対前年度比 69. 0 % 減、第 5 款予備費 10 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

149 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款診療収入 4, 318 万円、対前年度比 12. 6 % 減、第 2 款使用料及び手数料 34 万円、対前年度比 17. 1 % 減、第 4 款県支出金 226 万 8, 000 円、対前年度比 71. 4 % 増、第 5 款財産収入 1 万円、対前年度比 80. 8 % 減、第 6 款繰入金 2, 838 万 1, 000 円、対前年度比 47. 4 % 増、第 7 款繰越金は皆減、第 8 款諸収入 12 万 1, 000 円、対前年度比 5. 5 % 減をそれぞれ見込んでおります。

150 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 5, 030 万 6, 000 円、対前年度比 2. 1 % 増、第 2 款医業費 2, 368 万 3, 000 円、対前年度比 13. 2 % 増、第 3 款施設整備費 10 万円、対前年度比 33. 3 % 減、第 5 款基金積立金 1 万 1, 000 円、対前年度比 79. 2 % 減、第 6 款予備費 20 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

154 ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、平成 29 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 24 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 32 議案第 25 号 平成 29 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第 32、議案第 25 号 平成 29 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 25 号 平成 29 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

159 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5, 420 万円と定めるものであり、対前年度 490 万円の増、対前年度比 2. 0 % 増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

165ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料1億5,385万6,000円、対前年度比2.3%増、第2款使用料及び手数料2万1,000円、前年度と同額、第4款繰入金1億30万8,000円、対前年度比1.4%増、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入1万4,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

166ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費67万8,000円、対前年度比21.0%減、第2款後期高齢者医療広域連合納付金2億5,249万2,000円、対前年度比2.1%増、第3款諸支出金53万円、対前年度比26.9%減、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第33 議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第33、議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

171ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億7,030万円と定めるものであり、対前年度7,880万1,000円の増、対前年度比3.4%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

１７７ページをお開きください。

歳入予算では、第１款保険料３億９，６４６万４，０００円、対前年度比４．４％減、第２款分担金及び負担金１９７万８，０００円、前年度と同額、第３款使用料及び手数料１万円、前年度と同額、第４款国庫支出金５億９，５９２万７，０００円、対前年度比４．０％増、第５款支払基金交付金６億４，４８７万８，０００円、対前年度比３．４％増、第６款県支出金３億４，７９５万８，０００円、対前年度比３．５％増、第７款財産収入３６万８，０００円、対前年度比８．０％減、第９款繰入金３億８，２７１万２，０００円、対前年度比１２．０％増、第１０款繰越金１，０００円、前年度と同額、第１２款諸収入４，０００円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

１７８ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費４，１２３万３，０００円、対前年度比９．５％増、第２款保険給付費２２億６，８６１万１，０００円、対前年度比２．０％増、第５款地域支援事業費５，９５７万１，０００円、対前年度比１１２．７％増、第６款基金積立金３６万８，０００円、対前年度比８．２％減、第７款公債費１，０００円、前年度と同額、第８款予備費２５万円、対前年度比１６．７％減、第９款諸支出金２６万６，０００円、対前年度比１３．２％増をそれぞれ計上いたしております。

１９２、１９３ページには給与費明細書を記載いたしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で、平成２９年度まんのう町介護保険特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２６号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第３４ 議案第２７号 平成２９年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３４、議案第２７号 平成２９年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２７号 平成２９年度まんのう町下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

１９７ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億６５０万円と定める

ものであり、対前年度 2,690 万円の減、対前年度比 11.5%減となります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表歳入歳出予算によるというものであります。

第 2 条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について定めております。

なお、201 ページの第 2 表地方債で詳しく記載しております。

第 3 条では、一時借入金の借入限度額を 2,000 万円と定めるものです。

205 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款分担金及び負担金 200 万円、対前年度比 122.2%増、第 2 款使用料及び手数料 5,267 万 2,000 円、対前年度比 2.8%減、第 3 款国庫支出金は前年度から皆減、第 6 款繰入金 1 億 882 万 3,000 円、対前年度比 8.8%増、第 7 款繰越金 1,000 円、前年度と同額、第 8 款諸収入 4,000 円、前年度と同額、第 9 款町債 4,300 万円、対前年度比 32.1%減をそれぞれ見込んでおります。

206 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 4,686 万円、対前年度比 3.5%増、第 2 款施設費 1,484 万円、対前年度比 65.9%減、第 3 款公債費 1 億 4,430 万円、対前年度比 0.1%増、第 5 款予備費 50 万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

210、211 ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

212 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成 29 年度末においては、前年度末に比べ 7,713 万円減少となる見込みでございます。

以上、29 年度まんのう町下水道事業特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 27 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 35 議案第 28 号 平成 29 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第 35、議案第 28 号 平成 29 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

215ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,830万円と定めるものであり、対前年度170万円の減、対前年度比5.7%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を300万円と定めるものであります。

221ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金45万円、対前年度比50.0%増、第2款使用料及び手数料612万円、対前年度比3.0%増、第4款繰入金2,172万8,000円、対前年度比8.5%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入1,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

222ページをお開きください。

歳出予算では、第1款施設費930万8,000円、対前年度比15.4%減、第2款公債費1,889万2,000円、前年度と同額、第3款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

225ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成29年度末においては、前年度末に比べ1,503万7,000円減少となる見込みでございます。

以上、平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第36 議案第29号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第36、議案第29号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２９号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について御説明を申し上げます。

２２９ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，４８０万円と定めるものであり、対前年度１７０万円の減、対前年度比２．６％減となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、一時借入金の借入限度額を７００万円と定めるものであります。

２３５ページをお開きください。

歳入予算では、第２款使用料及び手数料１，５２０万円、対前年度比１３．９％減、第５款繰入金４，９６０万円、対前年度比１．５％増をそれぞれ見込んでいます。

２３６ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費８０７万７，０００円、対前年度比１７．３％減、第２款施設費３，６３１万１，０００円、対前年度比０．０２％減、第３款公債費１，９９１万２，０００円、前年度と同額、第４款予備費５０万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

２３９、２４０ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

２４１ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成２９年度末においては、前年度末に比べ１，５２９万４，０００円減少となる見込みです。

以上、平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２９号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第３７ 議案第３０号 平成２９年度まんのう町水道事業会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３７、議案第３０号 平成２９年度まんのう町水道事業会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第30号の平成29年度まんのう町水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

まんのう町水道事業においては、本年度をもって簡易水道事業が廃止となり、次年度より上水道事業に統一され、全て企業会計となります。

まんのう町内には8カ所の浄水場、25カ所の配水池と関連設備、また、おおむね37.3キロメートルに及ぶ埋設管があり、維持管理と安定した給配水業務を目的としております。

1ページをお開きください。

収益的収支の収益については総額5億2,280万2,000円を計上し、営業収益が3億9,892万6,000円で、主なものといたしまして水道使用料、材料売却収益で、営業外収益の1億2,387万2,000円は主に国庫補助金等で構成される長期前受金戻入であります。

費用については総額4億8,792万9,000円を計上し、営業費用の4億1,340万5,000円は、主として修繕費、薬品費、減価償却費及び8浄水場の管理委託費等であります。

続きまして、資本的収支の収入において1億3,159万8,000円を計上し、主として企業債、他会計補助金等であります。

支出は総額2億9,567万7,000円で、建設改良費の1億4,071万6,000円は、主として老朽管更新工事8事業を予定しており、企業債償還金は1億5,496万1,000円であります。

なお、資本的収支の差し引き不足額1億6,407万9,000円は、消費税資本的収支調整額で1,047万円、建設改良費で4,000万円、当年度損益勘定留保資金で7,944万円及び減債積立金で3,416万9,000円で補填させていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○田岡秀俊議長 日程第38、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、諮問第１号の人権擁護委員候補の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員候補の推薦について、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 まんのう町中通１１９１番地１、氏名 黒川永二郎、生年月日 昭和２６年１２月５日生まれ。

人権擁護委員は人権擁護委員法を根拠とし、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、８名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところであります。

人権擁護委員の琴南地区の矢敷宣廣氏の退任に伴い、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づいて、琴南地区の黒川永二郎氏を後任者として推薦するものであります。

同氏は、地域において積極的にさまざまな活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えております。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

諮問第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、採決いたしたいと思えます。お諮りいたします。

ただいま議題になっております諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

日程第３９ 発委第１号 議会の委任による町長専決処分事項の指定について

○田岡秀俊議長 日程第３９、発委第１号 議会の委任による町長専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 それでは、発委第1号の提案説明をしたいと思います。

議会の委任による町長専決処分事項の指定についてであります。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及びまんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出日、平成29年2月27日、まんのう町議会議長、田岡秀俊殿。

提出者、まんのう町議会運営委員会委員長、藤田昌大。

では、中身を説明いたします。

議会の委任による町長専決処分事項の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長が専決処分をすることができる事項を次のとおり指定します。

一つ、町がその当事者である審査請求、その他の不服申し立て、訴えの提起、和解及び調停に関することで、目的物の価格が地方裁判法第33条第1項第1号に定める価格を超えないものであります。

第2、法令上、町の義務に属する1件の金額が、裁判所法第33条第1項第1号の定めによる価格を超えないものの和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

3、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用法を引用する規定を整理する場合でも、町独自の判断で判断の余地がないときの条例に改正すること。

附則、この議決の効力は公布の日から施行する。以上であります。

○田岡秀俊議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 専決処分の金額がおおよそ140万円以下のものについては専決処分にするということで、私、反対するものではありませんけれども、この運用に際しては、金額だけではなくて、町の正当性や権利義務、この判断について問題があると思われるときは、正副議長とか所管常任委員長と相談されて専決処分される運用を望みます。単に金額だけではなくて、町が認めてはならないこと、そういうことが和解や損害賠償請求においてはあると思います。たとえ100円たりとも損害賠償を認めないといって、正当性を貫くケースもあるんだろうと思います。これについて、どなたかお答えいただけるとありがたいと存じます。専決処分は認めます。

○田岡秀俊議長 竹林議員、竹林議員は議会運営委員会の委員であります。議会運営委員会より提出してきた案件でありますので。

○竹林昌秀議員 これは本会議で確認することと存じます。

〔「それに応える必要なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田昌大議会運営委員長 するかせんかだけ、反対ではないんですよ、関係ない。

○竹林昌秀議員 運用の姿勢を。

○藤田昌大議会運営委員長 それは確認しておりません。

○竹林昌秀議員 了解。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 議会の委任による町長専決処分事項の指定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。 （関洋三議員退席 午後4時25分）

日程第40 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

○田岡秀俊議長 日程第40、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年2月27日、まんのう町議会議長、田岡秀俊殿。

提出者、まんのう町議会議員、藤田昌大。

賛成者、まんのう町議会議員、大西豊。

賛成者、まんのう町議会議員、川原茂行。

賛成者、まんのう町議会議員、三好勝利。以上であります。

それでは、内容を説明いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段と重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められ

ている。

しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

(関洋三議員着席 午後4時27分)

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上であります。

○田岡秀俊議長 これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、議会運営委員会に付託いたします。

日程第41 発議第2号 参議院選挙における合区解消を求める意見書（案）

○田岡秀俊議長 日程第41、発議第2号 参議院選挙における合区解消を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、大西豊君。

○大西豊議員 発議第2号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年2月27日、まんのう町議会議長、田岡秀俊殿。

提出者、まんのう町議会議員、大西豊。

賛成者、まんのう町議会議員、川原茂行。

賛成者、まんのう町議会議員、三好勝利。

参議院選挙における合区の解消を求める意見書。

発議第2号 参議院選挙における合区解消を求める意見書をまんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は、私、大西豊、賛成者は、川原茂行議員、三好勝利議員であります。

提案理由といたしまして、意見書を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

昨年7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に生かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りをする決定合区は人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しに当たっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう強く要望する。

参議院選挙における合区の解消を求めるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第2号 参議院選挙における合区解消を求める意見書（案）を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす2月28日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時39分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員